

令和3年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年3月4日から令和3年3月17日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年3月17日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 4 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、8 番、佐藤宗太君、9 番、山口享君のお二人を指名いたします。

◎議案第 3 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 2、議案第 3 号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 3 号「町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第4号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありますか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

今回の改正は、3年度から令和5年度までということであります。今までの旧のものと、単年度指定となっていたましたが、今回の改正では令和3年度から令和5年度というふうにまとめて3年間の規定をしようとしています。単年度から、このようになった理由をお聞かせください。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

介護保険料については、介護保険事業計画に基づきまして3年間の中の保険料となっております。今回の条文で新旧対照表にありますように、旧の部分、令和2年度とある部分ですけれども、それについてのご質問だと思うんですが、それについては毎年度介護保険条例をいろいろな箇所では改正している部分がありますので、それによりまして今回、旧の部分については令和2年度ということになっております。制定時においては平成30年度から、当時ですと平成32年度までの適用だったんですが、途中で改正があったということで、今回、単年度のように見えますけれども、そういったことでご理解願いたいと思います。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

今まで単年度、例えば一番近いのであれば令和2年度、その前であれば令和元年度と、

その都度改正をしていたわけですが、今回はそれはやめたという理由は为什么呢。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

これは保険料に関する部分については、先ほど申し上げましたように、平成 30 年に改正されたものでありまして、ほかの箇所が変わった際に、この年度について平成 30 年から、当時ですと平成 32 年ということであったんですが、改正のたびにその期間について改正しておりますので、そういったことをご理解願いたいと思います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

以前は単年度で指定したんだけど、今回は 3 年にしたと、まとめてやりたいということなんですが、その理由は何だったのかということなんです。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

何度も繰り返しになりますけれども、今回も前回もそうですけれども、3 年間の保険料であります。前回改正したときは、確かに平成 30 年、当時、平成 30 年度から平成 32 年度までの改正でした。それが今から 3 年前に行った際は、そういう期間で実施したんですけれども、毎年毎年、各条例の細かい部分改正がある度に、去年ですと平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度ということになっておりまして、毎年毎年、改正するために、この期間については 3 年だったものが 2 年ということで、その年度年度に応じて期間というのは変わっておりますので、当初においては 3 年間でしたので、ご理解願いたいと思います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

第2条の頭のところは平成30年度から令和2年度の3年間と示しています。旧のところですよ、第2項のところでは令和2年度、第3項でも令和2年度、第4項でも令和2年度というふうに、毎年この令和2年度という、2、3、4の項だけは年度ごとに訂正をしていた。1項では3年度であって、2、3、4については単年度で指定を、改正を繰り返していたと。今回はそれをまとめて3年、便宜上、楽だと、そういうのはわかるんですが、どうしてもこの差が出ていたのかということです。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

これは所得区分があるんですが、それについて毎年若干の改正があったので、その所得改正があったときに、一番最初は平成30年度から平成32年度だったんですが、その次の年に所得区分を改正したときに、今度は平成31年度から平成32年度というふうに、もう年度が過ぎた分については平成30年から32年度ということは使えませんので、平成31年度に所得区分のこの金額を改正した際に、31年度から32年度というふうに期間を変えたわけになります。

あくまでも保険料率については、当初3年間の額で、保険料というのは全体の平均の額を一番最初に介護保険事業計画の中で設定するわけですが、毎年毎年、所得区分とかの基準が変わった際に、その期間についても変更になっているということでもあります。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

ということは、これから令和3年度から5年度までは、それは変わらないということなんですかということ。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

平均的な保険料率については変わりません。6,850円ということで3年間いきます。ただ、所得区分の変更については国の基準等が改正になれば、それに応じて市町村のほ

うでも対応せざるを得ませんので、もしも第2条の第2項において所得区分の変更があった際は、もしもその際は来年度においては、令和4年度から令和5年度というふうな期間が変更になるという内容になっております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第5号「会津坂下町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号「会津坂下町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

日程第5、議案第6号「会津坂下町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号「会津坂下町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号の質疑・討論・採決

日程第 6、議案第 7 号「会津坂下町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 7 号「会津坂下町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 7、議案第 8 号「会津坂下町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 8 号「会津坂下町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 8、議案第 9 号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

9、10、11 とそうなんですけれども、定期的に改正が行われるということで、法令の改正に伴った改正ということなんですけれども、法令の改正に伴ったものに対する考え方についてなんです、これは必ずそれに合わせなければならないのか、それとも金額でいったら、据え置きというような可能性、選択肢というのは町のほうには残されていないのか、お伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

上位法の部分で、国の法律が改正されますと、自然と県の法律が変わるというところがございます。県と一体で、こう波があつては不公平感も生じるという部分がございますので、各町村一律で、県の条例に合わせるという形、国から県、県から各市町村という形で、県下の部分については統一していくというような状況になっています。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

同僚議員と同趣旨かもしれませんが、結構大幅な値上げというふうなように見受けられるんですけれども、この法の改正の根拠というのは、どんな原因によって変わったのかお示ししてください。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

实际的に県の全体的な国内情勢を鑑みながら、国として法律改正をしながら使用料の改正に至ったという部分で、詳細につきましては、こちらのほうにも流れてきていない部分がございますが、全体的な、国土の全体的な情勢を加味した上で今回の改正に至ったというふうな形では聞いております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

この料金改定は、一昨年にも行われております。平成 31 年は安くなっているんですよ、少し。そのときには、やはり地価が下がっているとか、そういった情勢だからというような答弁があったと記憶しております。今回は、非常に 40%くらい上昇している。ちょっと前は、2 年前が下がって、今回 40%上がるというのは、ちょっとどうしても理解できないんですが、いくら固定資産価格が上昇したとか、あったとしても、現在、固定資産はそんな上がってないですよ、だいたい同じくらいなんですけども、そこについてお伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

前回の部分につきましては、数度にわたって改正になっているかと思います。前回については地価の部分で下落幅が大きかったということで、その全体的な部分では下落幅、全国的な土地の価格の部分では下落幅がある程度抑えられているという部分を考慮しての、今回の改正なのかなというふうには考えているところであります。

その中間年につきましては、消費税の関係でも、また一部条例の改正をさせていただきながら、全国的な、国としても全国的な情勢、地価情勢を鑑みながら今回の改正に至っているという部分と判断しておりますので、その部分も、県、町の部分で横並びにさせていただいているというような状況で、今回の改正に至ったというような形で考えているところでございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

これも占用料の考えというか、収納の仕方なんです、金額が大きいものはいいんですが、金額の小さいもの、例えば、こういったことがあるかどうか分かりませんが、共

架電線なんかが、長さ 1mにつき 1 面で、例えば 2 円というのが発生したときに、2 円をもらうためにいろんな事務をやっていくのか、ある程度金額が小さいときは、もう占用料はいらないよというのか、そこについてはどういうふうな判断を持っているのかお伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

徴収条例におきまして、算定の結果 100 円未満の部分については、100 円という形になっております。全体的に各 N T T さんとか、東北電力さんとか、関係機関の方から一括で申請を受けるというふうな形になっておりまして、例えば電柱がなくなったとなれば、その時点でどういうふうにして申請を変更していくのかという部分も加味しながら、4 月の一番最初で 1 年間分の料金をいただくというふうな形で、一括申請主義で徴収させていただいているという部分でございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 9 号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 9、議案第 10 号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 10 号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 10、議案第 11 号「会津坂下町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 11 号「会津坂下町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 11、議案第 12 号「会津坂下町坂本コミュニティセンター条例を廃止する条例」を議題といたします。
説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 12 号「会津坂下町坂本コミュニティセンター条例を廃止する条例」を採決

いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 12、議案第 13 号「会津坂下町勤労者交流センター条例を廃止する条例」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 13 号「会津坂下町勤労者交流センター条例を廃止する条例」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 13、議案第 14 号「町道認定について」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

今回の認定が非常に開発されたところについて、スムーズに処理されているということとありますけれども、町道に本来認定してしかるべき路線が認定されない部分があります。そこについてはどうしてなのかをお伺いするわけです。町で除雪も行っている、そういったところについては町道に認定してしかるべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。例として、四十石、沢ノ目地区にございますが、お伺いいたします。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議員ご指摘の、まず四十石地内の部分でございますが、四十石地内、1 路線の部分で町道認定されていないということで、始点がたぶん県道に絡みになるかと思うんですが、始点から終点までという形で、1 路線で認定されていないという部分がございます。その件につきましては、当時、開発されている業者さん並びに地権者の方々、関係者の方々と協議を重ねていたところではありましたが、認定要件の中で、町道の幅員並びに底地の所有権の移転等が、その認定に至るまでの要件に合致しなかったというのが、まず一つであります。

どうしても開発業者さんと底地の方々との、ちょっと意見が合わなくて、なかなかその底地の部分で譲り受けをすることができなかったという部分で、四十石地内につきましては、町道認定に至っていないというような状況になっています。

また、沢ノ目地内につきましては、始点側がたぶん西側の南幹線から入って、竜ノ川のラインが終点という形になろうかと思うんですが、途中までは实际的に町道に認定する要件、道路構造的にも幅員の的にも認定する要件になっているんですが、終点側のほうで建築基準法の 42 条 2 項道路の関係がありまして、その部分の隅切りが町のほうに帰属できるのかどうなのかということで、最終的な今打ち合わせをしているところであります。調査しているところであります。

途中までにつきましては、認定できるという形になりますが、町道から町道までという形の認定要件がございますので、それを最終、終点側、東手側の部分が用地等の問題が解決し次第、認定していきたいというふうには考えているところでございます。以上であります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第14号「町道認定について」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第14、議案第15号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。
説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第15、議案第16号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11番(五十嵐一夫君)

議長、11番。

◎議長(水野孝一君)

11番、五十嵐一夫君。

◎11番(五十嵐一夫君)

譲渡する財産の中で、3、無償譲渡の条件ございますが、その文面なんです、坂本コミュニティセンターとちょっと違うんですけれども、そこは、住民のというところから後に、自主的活動の助長と、というところが、ここは挿入されているんですが、これの持つ意味とか、そういったものがあるのでしょうか、お伺いします。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

文面が、自主的活動の助長と福祉の、ということで、議案第15号と若干違うんですが、

内容は同じであります。譲渡いたしまして、朝立区のほうで住民の、地域住民の相互の連絡や環境の整備ということで、活用していただくというものでございます。内容は同じでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 16 号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 18、予算特別委員会に付託しておきました議案第 17 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計予算」から議案第 24 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計予算」までの 8 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第 17 号 令和3年度会津坂下町一般会計予算

議案第 18 号 令和3年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算

議案第 19 号 令和3年度会津坂下町介護保険特別会計予算

- 議案第 20 号 令和3年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 21 号 令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計予算
議案第 22 号 令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算
議案第 23 号 令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 24 号 令和3年度会津坂下町水道事業会計予算

◎議長（水野孝一君）

議案の審査経過及び結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

◎9 番（山口享君）

議長、9 番、予算特別委員長。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口享君、予算特別委員長。

◎9 番（山口享君）（登壇）

予算特別委員会委員長に仰せつかりました山口享です。私のほうから報告いたします。

予算特別委員会に付託されました議案第 17 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計予算」から議案第 24 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計予算」までの 8 件につきまして、審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第 17 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計予算」について申し上げます。

3 月 11 日木曜日午前 10 時より、議場におきまして予算特別委員会を開き、委員 14 名全員出席のもと、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、3 月 15 日午前 10 時より、議場におきまして予算特別委員会を開き、委員 14 名出席のもと、議案第 18 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」は、審査の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 19 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計予算」は、審査の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 20 号「令和 3 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」は、審査の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 21 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」は、審査の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 22 号「令和 3 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」は、審査の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 23 号「令和 3 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」は、審査の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 24 号「令和 3 年度会津坂下町水道事業会計予算」は、審査の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第 17 号から議案第 24 号まで 8 件についての予算特別委員会における審査結果の報告であります。以上です。

◎議長（水野孝一君）

これより予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑は1件ごとに行います。

まず、議案第17号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長(水野孝一君)

次に、議案第 24 号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論・採決は 1 件ごとに行います。

まず、議案第 17 号「令和 3 年度会津坂下町一般会計予算」について反対討論の発言を許します。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

次に、賛成討論の発言を許します。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

議案第 17 号について、賛成の立場から討論をいたします。

予算審議全体をとおして各執行所管の答弁というのは、誠実さを感じるできませんでした。令和 2 年度の当初予算より 4 億 3,000 万増となった本予算であります。増額となった以上に、明日につながる内容であったと評価をいたします。

ただ、町長自らの施政方針でも触れている事柄については、自らの答弁を期待いたしました。ありませんでした。今後の町長の機微に触れてのリーダーシップを切に期待いたします。

各担当、現下、頑張ったと思います。子ども課にあっては困難な課題へもしっかり向き合おうとする姿を感じ取れました。教育課にあっても、コミュニティスクールの発展性を地域とのつながりから学ぶ方向性を示してくれました。就学援助家庭についての多様な背景には、引き続き注意をはらっていただきたいと思います。教育長においても、子どもの成長のための温かな眼差し、真摯に向き合っている姿を感じました。産業課にあっては、有害鳥獣等からの農業を守り、農業次世代人材投資などの姿勢、あるいはコロナ禍でのイベントのあり方等々、商工業の発展、育成への思いを感じることができました。建設課にあっても、防雪柵設置方法の効果の検討、水道行政、区画整理などなど、抜本的な問題に向かう姿勢を評価いたします。生活課にあっては、保健関連事業から得られる多種多様な保健データを有効に活用することによって、より一層の健康増進事業の推進を期待いたします。総務課にあっても、町税等の税収納率向上に努力されており

ます。今後DXを推進した行政管理及び危機管理をまとめる等々の諸計画策定を期待するものです。政策財務課にあっては、住民のための全ての事業にSDGsの考え方を活用し、各事業の目的を明確に示したステップ、このことを高く評価いたします。

いずれも小さな指摘にも一つ一つおろそかにしないで、真摯に取り組んだ様子がわかります。ご苦労があったと思います。また、新庁舎建設費にあたっては、予算額の高ではなく、スケジュールの検討をずとした、このところの歩み寄り、このことは大きいと考えています。

これまでの当初予算というものは、明確な目標もなく、ただ健全化という名もとの緊縮一点張りの印象でありました。このことから脱却し、目的やあるべき姿を追うことを見据えた内容であったと評価いたします。町民の福祉のためになる事務事業を行って、迷ったら町民のためのもなのかを立ち止まって自問自答し、原点に返っていく力も伝わってることができました。皆さん本当に頑張ったと思います。

今後も前向きな意見交換や議論をしてまいりましょう。ご苦労さまでした。以上であります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

議案第 17 号「令和3年度会津坂下町一般会計予算」に賛成の立場から申し上げます。

昨年、中国武漢に端を発し、またたく間に世界規模で感染拡大を引き起こした新型コロナウイルスの感染症発し、発生からおよそ1年が経過しようとしている今でも、いまだ収束の目処が立たず、経済活動にも大きな影響を及ぼしています。

齋藤町長におかれましては、2 期目の最終年となりますが、このような先の見えない状況の中での財政健全化とともにコロナ対策に努められ、大変な予算編成となったのではないかと推察いたします。齋藤町長はじめ、職員の方々のご苦労に敬意を表したいと思います。

令和3年度当初予算は前年度比およそ4億3,000万円増の72億5,000万円と示されました。そのうち約6,800万円は新型コロナウイルス対策のための予算となっております。また、国の臨時交付金を活用する事業については、別途補正予算で対応することですので、十分な対応がなされるものと期待します。さらに教育費においても前年度比約3,800万円増となっており、子どもたちが安心して学べるための学習環境が整備されることに賛同し、期待しております。

第六代会津坂下町振興計画では、これまでの人口増とそのことによる経済発展の考え方を抜本的に見直し、人口減少と経済縮小を見据えた持続可能なまちづくりを目指し、

改めて協働のまちづくり、地域づくりを推進するとの考え方が示されました。

現在ではこれに加え、コロナ禍の現状を踏まえた新生活様式という新たな考え方や、国連が示したSDGsからの視点といったものも定着しつつあり、新たな価値観にも対応していく必要があるのではないのでしょうか。

本年度は第六次会津坂下町振興計画のスタートの年でありましたが、コロナ禍の影響により様々な行事等の中止を余儀なくされました。新生活様式に対応し、ウィズコロナ、アフターコロナにおける行政サービスの提供の仕方も、これまでとは大きく変わっていくものと考えられます。

このようなことを踏まえ、令和3年度の予算執行においては、まず新型コロナウイルスの感染症への対策をしっかりと実施していただき、そしてウィズコロナ、アフターコロナにおいては、社会の変化に柔軟に対応した行政運営、行政サービスの提供などにより、第六次会津坂下町振興計画に掲げた町の将来像への理想に向かって、着実に進んでいくことを要望いたしまして、本案への賛成討論とさせていただきます。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はございませんか。

◎3 番（物江政博君）

議長、3 番。

◎議長（水野孝一君）

3 番、物江政博君。

◎3 番（物江政博君）

令和3年度会津坂下町一般会計当初予算に賛成の立場から申し上げます。

齋藤町長におかれましては、2 期目の最終年を迎え、財政状況が厳しい中でも会津坂下町振興計画に基づき、住民サービスを低下させることなく諸事業を着実に取り組まれていることに対し、感謝申し上げます。

また、財政状況が厳しいことから新庁舎建設の休止など苦渋の決断をなされたこともありましたが、財政健全化アクションプランに基づき、財政調整基金の確保など町財政の健全化が着実に前進していることに対し、改めて敬意を表したいと思います。

さて、令和3年度は第六次会津坂下町振興計画2年目の年であり、本年度の流れを引き継ぐ重要な1年となります。また、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、ウィズコロナだけでなくポストコロナ時代を見据えた施策の展開も求められてきます。

そのような状況で編成された令和3年度当初予算は、第六次会津坂下町振興計画実施計画において位置付けられた重点事業等を大きな柱としながら、新型コロナウイルス感染症対策事業についても引き続き予算措置されております。主な事業をあげれば、近年急増している有害鳥獣被害の対策事業費の大幅な増額や、道路整備や河川維持など、建設予算の確保など、町民のニーズに対応した予算となっていることを評価したいと思います。

一方、令和元年度の実質公債費比率や将来負担比率などの各種財政比率は改善傾向にありますが、類似団体平均と比較すると依然として高い状況にあります。住民サービスの維持・向上と健全な財政運営の両立に努めていくことが重要であり、そのためには町民・行政・議会による創意工夫に満ちた取り組み。まさに協働のまちづくりが必要であると思います。

確実に財政の健全化を進め、その先に、やっぱり坂下がいいと思える明るい未来が描けるよう、一層の努力と創意工夫を要望いたしまして、本案への賛成討論とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はございませんか。

◎12 番(酒井育子君)

議長、12 番。

◎議長（水野孝一君）

12 番、酒井育子君。

◎12 番(酒井育子君)

議案第 17 号「令和3年度会津坂下町一般会計予算」の賛成討論をさせていただきたいとします。

令和3年度の当初予算につきましては、財政健全化の取り組みや新型コロナウイルス感染症の拡大防止、町民の命と生活を脅かす新しい生活様式や価値観の広がりなど、様々な変化をもたらす対応にあたる中で予算編成となり、職員の皆様は大変なご苦勞をなさったことかと思います。

今、喫緊の課題であります人口減少による地域の担い手不足を解消していくための、過疎対策に取り組んでこられた矢先に、新過疎法の制定により過疎地域の指定要件を満たされなくなること、財源確保が困難になることが予想されるといわれておりますが、考え方によっては、町民の皆様には多少ご迷惑やご心配をおかけした面もあるかと思いますが、人口減少率が低くなった要因、健全な財政政策を図ってこられたこと。公約とは申せ、4 年間、町長、副町長、教育長の三役の給料の 15%から 30%カットをはじめ、人口の流出防止や移住人口の増加推進、健診活動の強化による健康づくりなど、住みよいまちづくりを目指されたもので、基本政策が実ってきたものと感じられるものです。

内容を見ますと、第六次会津坂下町振興計画の実施計画において位置付けられた重点事業を中心に予算が組まれております。特に齋藤町長が当初から事業の趣旨選択をしてこられたことは、学校の統廃合による地方債の返還を最重点施策とした財政の健全化、人口減少や子育て環境の充実など、人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てるまちづくりを目指しつつ、特に子育てふれあい交流センター事業や延長保育事業、包括支援事業などの子育て支援など、就任当初からの思いを大切に継続して、振興計画と示された政策実現のために、前向きに取り組む予算となっていることを高く評価したいと思います。

また財政の厳しい中であっても、令和元年度末の財政調整基金の残高は 3 億 993 万 2 千円でありましたが、将来を見据えた中で乗り切って、今年度末には 5 億 5,000 万円を超える繰り入れや、繰り替え運用をしております行政センター建設基金、1 億円を基金への繰り入れできる見通しであるとのことを 12 日にお聞きしたところであります。

財政健全化アクションプランによって、令和元年度末の普通会計、地方債の残高も 85 億 2,600 万となり、実質公債費比率も 13.3%、将来の負担率は 87.4%となり、明るい兆しが現れてきております。ここで気を緩めることなく、引き続き財政健全化アクションプランに基づき、事業執行と財政健全化のバランスを取りながら、行政運営を行っていくことは切に大事だと思っております。

令和 3 年度の予算執行におかれましても、多種課題に対応していくためには、組織機構の見直し状況を見極めた上で、財政の健全化を念頭に置きながら、将来をしっかりと見据え、町の発展に向けた最善の行政運営をされますことを期待するものでございます。ともにわが町の職員の方々は、多士済々と申しますが、優れた人材がたくさんおられます。四文字熟語に不易流行という言葉があります。本質を忘れず、新しい変化をどんどん取り入れていただき、活力のあるまちづくりに頑張っていただきたいと要望いたします。そして、本案への賛成討論とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議案第 17 号「令和 3 年度一般会計予算」に賛成するものの、意見、要望等を申し上げるものです。

一般質問、常任委員会、予算委員会での審査・質疑や協議の中から意見・要望を申し上げます。坂下高校の会農高との統合については、坂下高校が大沼高校に統合となりますが、まだ手続きとして詰めていかなければならない事案があります。ここでも P T A、同窓会、町及び議会との連携が足りませんでした。特に町と議会は反省しなくてはなりません。令和 3 年度は統合の詳細が確定します。せひとも坂下高校にとりましても、坂下町にとりましても納得できるよう、今後積極的に調整にあたっていただきたく存じます。

中学生の通学であります。自転車通学の距離にあたる生徒の冬季間の通学の方法についてバス通学ができるよう取り組んでいただきたい。今冬のような多雪状況ですと、学校が考える通学形態と実情は大きな隔たりがあります。親も生徒もまず安全を考えて通学手段を選択しています、令和 3 年度においては研究をしていただき、人道的な配慮を願います。

町長退職金については、発止・減額等の取り組みを、福島県県内に坂下町から先陣を切って発信していただきたかった、町長自身からの発言がなかったのが残念であります。これからも私自身取り組みを求めてまいりますので、町執行部も理解をしていただきたい。

町の実施計画の中で、サロンに期待を込めているようです。コロナ禍で人と人とのコミュニケーション、緊密間、連携間が取りにくくなっています。サロンづくり、サロン事業にあたっては、くつろぎ・安らぎの場を提供できるよう、またバスの待合所も高齢者・バス通学生のサロンに特化できるような工夫を研究していただきたい。

地区集会所の立地条件で質問しましたが、関連して町には狭隘な道路 42 条 2 項道路、いわゆるみなし道路対策の処理が他市町村に比べ実に遅れています。説明において予算措置がなされていないようです。件数が山積しています。今後補正予算の手当をして早急な処理を進めていただきたい。

庁舎建設において、本年度は整備のスケジュールの検討とのことでした。庁舎位置はすでに決定をみています。基金積み立てもありますので用地の確保を先行していくべきであります。用地があつての計画です。取得が後に困難になっては建設に支障をきたします。取得を先行するよう提言します。

コロナの影響もあり国も町も先行きが不安です。夢と希望が膨らむ事業の執行に取り組んでいただくよう希望します。以上、意見・要望を添えましての賛成討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 17 号「令和 3 度会津坂下町一般会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため休議といたします。

（午前 11 時 01 分）

再開を 11 時 15 分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

次に、議案第 18 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 18 号「令和 3 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計予算」について討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 19 号「令和 3 年度会津坂下町介護保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号「令和3年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 20 号「令和3年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号「令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 21 号「令和3年度会津坂下町下水道事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号「令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 22 号「令和3年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号「令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 23 号「令和3年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「令和3年度会津坂下町水道事業会計予算」について討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 24 号「令和3年度会津坂下町水道事業会計予算」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号の質疑・討論・採決

日程第 19、議案第 25 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算(第 11 号)」を議題といたします。

議案はすでに配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議案第 25 号「令和 2 年度一般会計補正予算(第 11 号)」についてご説明申し上げます。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,865 万 1 千円を減額し、94 億 5,720 万 5 千円とするものです。

第 2 条繰越明許費につきましては、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は「第 2 表繰越明許費」による、とするものでございます。

第 3 条地方債の補正につきましては、「第 3 表地方債補正」による、とするものでございます。

1 ページをご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5 ページをご覧ください。

第 2 表、繰越明許費について説明いたします。

令和3年度へ繰り越す事業は12事業、総額3億217万円となります。

まずはじめに、地区コミュニティセンター運営事業407万円は川西コミュニティセンターのグラウンド整備工事で、地区との協議に不測の時間を要し、年度内の完了は困難なため繰り越すものでございます。

二つ目、JR会津坂下駅公衆トイレ整備事業2,100万円は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、JRとの協議に不測の時間を要し、年度内の完了は困難なため繰り越すものであります。

三つ目、テレワークセンター整備事業1億870万9千円は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、建設標準工期からも年度内の完了は困難なため繰り越すものでございます。

四つ目、立木観音公衆トイレ整備事業1,612万9千円は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、恵隆寺との協議に不測の時間を要し、年度内の完了は困難なため繰り越すものでございます。

五つ目、戸籍総合システム更改事業649万円は、法改正に伴います戸籍情報システム及び戸籍附票システムの改修で、仕様内容の提示が遅れたため、年度内の完了は困難なため繰り越すものでございます。

続いて六つ目、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業4,696万3千円は国の予備費及び第3次補正予算によるもので年度内の完了は困難なため繰り越すものであります。

七つ目、農村地域防災減災事業321万8千円は、柏原ため池の下流域への耐震調査で、補助金交付決定が1月であったため、年度内の完了は困難なため繰り越すものであります。

八つ目、ふくしま森林再生事業4,647万3千円は、若宮地区の森林整備で、境界の不明瞭地が多く、地権者からの同意を得るのに不測の時間を要し、年度内の完了は困難なため繰り越すものであります。

九つ目、橋梁整備事業3,289万円は橋りょう点検及び長井橋の改修工事で、橋りょう点検は農繁期を避けての施行のため、長井橋改修は河川占用許可に不測の日数を要したため、年度内の完了は困難なため繰り越すものであります。

10番目、坂下東第一土地区画整理事業100万円は、建物等調査算定業務で第3次補正予算に対応した事業であり、予算化が3月となったことから、年度内の完了は困難なため繰り越すものであります。

11番目、公共下水道費522万8千円は町道安兵通り線ほか管渠工事で想定以上の地下湧水の発生により施工能率が低下し、年度内の完了は困難なため繰り越すものであります。

12番目、農業施設災害復旧業務1,000万円は白子沢ため池の復旧工事で、災害査定が11月に行われ、その後の発注で冬期間の作業となり年度内の完了は困難なため繰り越すものであります。

続きまして6ページをご覧ください。

第3表、地方債補正について説明いたします。

今回の補正は追加3件、廃止1件、変更9件であります。

追加の減収補てん1,550万円の追加ですが、減収補てん債は、普通交付税の決定後に基準財政収入額と税収額との差を精算するために発行するものであります。これまでは町民税法人割及び利子割交付金に限られておりましたが、本年度はコロナ禍による減収が見込まれることから、特例措置として地方消費税交付金、及び市町村たばこ税、地方揮発油譲与税の減収分について、起債を追加するものでございます。

次に農業用河川工作物応急対策事業190万円、及びため池等整備事業190万円の追加は、第3次補正予算に対応し、県営農業用河川工作物関連応急対策事業、及び県営老朽ため池等整備事業を前倒しで実施することとなったため、それに伴う負担金の増を追加するものであります。

廃止であります。ため池等整備事業300万円は県営老朽ため池等整備事業に対する負担金で、事業費の変更に伴い負担金が10万円未満となり廃止とするものでございます。

変更ですが、子育て支援事業は過疎債ソフト分の配分額の確定により350万円を減額するものであります。

7ページをご覧ください。

農業用河川工作物応急対策事業は県営農業用河川工作物関連応急対策事業に対する負担金で、事業費の増額に伴う負担金の増分60万円を増額するものであります。

橋梁整備事業は、長井橋の改修工事費の精査により90万円を減額するものであります。

町営住宅整備事業は古町川尻団地2号棟給水ガス管修繕工事の事業費の確定により670万円を減額するものであります。

河川改修整備事業は、境ノ沢整備工事費の精査により80万円を減額するものであります。

河川維持管理業務は、準用河川の浚渫工事の確定により10万円を減額するものであります。

学校情報通信ネットワーク環境整備事業は、小・中学校のネットワーク整備工事費の精査により1,310万円を減額するものでございます。

学校給食センター運営事業は、過疎債ソフト分の配分額の確定により1,370万円を減額するものであります。

農地農業施設災害復旧事業は7月豪雨による補助災害復旧工事の精査により300万円を減額するものであります。

以上、追加3件、廃止1件、変更9件で合計2,490万円の減額となります。

次に事項別明細書について説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

1総括の歳入は1款町税から20款町債まで補正前の額94億8,585万6千円、補正額2,865万1千円の減、補正後の額94億5,720万5千円となるものであります。

2ページをご覧ください。

歳出は、1 款議会費から 13 款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額は歳入と同額となります。なお、財源内訳は、国県支出金 948 万 5 千円の減、地方債 2,490 万円の減、その他の特定財源 873 万 7 千円の減、一般財源 1,447 万 1 千円の増となります。次に 3 ページをご覧ください。

2 歳入についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目町民税個人、補正額 2,500 万円の増は、個人所得の増加や所得控除額の減などにより課税標準額が増額となったものであります。

1 款 2 項 1 目固定資産税、補正額 800 万円の増は、土地では柳田地区及び東区画整理地内での地目変更、家屋では新築の増、償却資産では大規模太陽光発電設備減免終了などにより、収入見込額が増となったものでございます。

1 款 3 項 2 目軽自動車税種別割、補正額 300 万円の増は、標準税率となった車両及び重課車両台数の増加によるものでございます。

4 ページをご覧ください。

2 款 3 項 1 目森林環境譲与税から 5 ページの 7 款 1 項 1 目環境性能割交付金までは、県の本年度交付見込額の資料等により増減を計上したものでございます。

6 ページをご覧ください。

11 款 1 項 3 目災害復旧費分担金、補正額 44 万 1 千円の減は 7 月の豪雨による小災害復旧工事費の確定による分担金の確定によるものでございます。

11 款 2 項 2 目民生費負担金、補正額 132 万 4 千円の減であります。1 節老人福祉施設費負担金は措置入所者減による減額、2 節児童福祉費負担金は、ばんげ保育所の入所者数減少により保育料が減額となったものであります。4 目土木費負担金、補正額 65 万円の減は、本年度該当する事業がなかったため、全額減となります。

12 款 1 項 1 目総務使用料、補正額 78 万円の減は、コロナ禍による施設使用の一時中止などによるため、使用料が減額となったものでございます。

7 ページをご覧ください。

12 款 2 項 2 目衛生手数料、補正額 199 万 2 千円の減は、ごみ袋販売手数料、及び粗大ごみ等の直接搬入の減による手数料の減となったものでございます。

13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額 193 万 7 千円の増ですが、1 節障がい者福祉費負担金は、障がい福祉サービス及び児童発達支援の利用者の増による増額、2 節児童手当負担金は、支給対象人数の減による減額、4 節児童福祉費負担金は、入所者数の減による給付費の減額、及び保育料の無償化分の負担金の交付により増額となったものでございます。

8 ページをご覧ください。

13 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額 1,365 万 8 千円の減ですが、1 節社会保障・税番号制度整備費補助金はマイナンバーカードの臨時交付窓口設置費用の精査による減額、及びマイナポイントの広報活動の補助金交付により増額となったものであります。2 節特別定額給付費補助金は、事業費の確定による補助金の減額となります。3 節地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第 3 次交付額

の決定による増額でございます。

2 目民生費国庫補助金、補正額 245 万 5 千円の増は保育料の幼児教育の無償化にかかる追加交付、及びコロナウイルス感染症対策特例交付などによる増額となっております。

3 目衛生費国庫補助金、補正額 3,184 万 7 千円の増ですが、1 節保健衛生費補助金は、合併浄化槽設置補助金の確定による増額、2 節新型コロナウイルス感染症対策費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種に対する補助金で、ワクチン接種に係るすべての事務的経費が追加で交付決定を受けたことによるものです。

4 目土木費国庫補助金、補正額 380 万 8 千円の増は、社会資本整備総合交付金の雪寒分、住宅分の交付額決定による増となっております。

9 ページをご覧ください。

5 目教育費国庫補助金、補正額 167 万 5 千円の増ですが、1 節教育総務費補助金は緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金の確定による減額となります。2 節小学校費補助金及び3 節中学校費補助金の特別支援教育就学奨励費補助金は補助金の確定による増減、学校保健特別対策事業補助金は新型コロナウイルス感染症対策補助金が追加交付されるもので、児童・生徒数による上限額を計上したもので、補助率は2分の1となります。

14 款 1 項 2 目民生費県負担金、補正額 488 万 4 千円の減ですが、1 節社会福祉費負担金は後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による減額となります。

10 ページをご覧ください。

2 節障がい者福祉費負担金は障がい福祉サービス及び児童発達支援の利用者の増による増額、3 節保険基盤安定負担金は国民健康保険の被保険者の確定に伴う負担金額の確定による減額、4 節児童手当負担金は支給対象者の減による減額、6 節児童福祉費負担金は対象者数の減及び保育の無償化にかかる分の追加交付による増額となったものでございます。

14 款 2 項 1 目総務費県補助金、補正額 74 万 2 千円の減は各節の補助金・交付金額の確定によるものでございます。

11 ページをご覧ください。

2 目民生費県補助金、補正額 367 万 1 千円の減は、乳幼児医療費、子どもの医療費は実績及び執行見込みによる減額、子ども・子育て支援交付金は幼児教育の無償化分の追加交付及びコロナウイルス感染症対策特例交付の追加による増額、施設型給付費地方単独費用補助金は町外の保育施設の入所者の減によるものでございます。

3 目衛生費県補助金、補正額 91 万 2 千円の減は合併浄化槽設置整備事業費補助金の確定によるものでございます。

4 目農林水産業費県補助金、補正額 3,438 万 9 千円の減は、12 ページにまたがって説明欄に記載されております各種交付金、各種補助金の確定によるものでございます。

12 ページをご覧ください。

5 目商工費県補助金、補正額 150 万円の減は消費者風評対策市町村支援事業交付金の確定によるものでございます。

7 目教育費県補助金、補正額 84 万 1 千円の増ですが、1 節学校教育費補助金は、被災児童生徒等就学支援事業の対象者の確定による増額、4 節保健体育費補助金の学校給食地産地消推進事業費補助金は、学校給食において福島県産の食材を使用することにより交付されるもので、新たに計上したものでございます。

8 目災害復旧費県補助金、補正額 326 万円の増は 7 月の豪雨による補助災害復旧事業において補助率が 65%から 97.6%に変更され増額となったものでございます。

13 ページをご覧ください。

14 款 3 項 1 目総務費県委託金、補正額 4 万円の減は説明欄に記載の各種統計調査費確定による増減でございます。

4 目土木費県委託金、補正額 302 万 8 千円の増ですが、消融雪施設清掃業務委託は人件費の上昇による増額、除雪委託金は出動回数の増による増額となっております。

15 款 1 項 1 目財産貸付収入、補正額 64 万 3 千円の増ですが、1 節土地建物貸付料は、雇用促進住宅駐車場の見込み、及び東区画整理地内の町有地を新たに貸し付けたことによる増額となります。2 節施設命名権収入は、鶴沼球場のネーミングライツ事業で、株式会社あいづダストセンター様から応募があり、BMI 鶴沼球場に決定したことによる増額となります。

14 ページをご覧ください。

16 款 1 項 1 目一般寄附金、補正額 21 万円の増、及び 3 目ふるさと納税寄附金、補正額 400 万円の増は、本年度の収入見込みによる増額となります。

19 款 4 項 4 目学校給食費、補正額 617 万 9 千円の減は、学校給食と幼稚園給食の喫食数の見込みの減による減額となります。

5 目雑入、補正額 188 万 1 千円の減ですが、資源ごみ回収売却益は買い取り単価の下落による減、宝くじ助成金は助成金額の確定による増額となります。

15 ページをご覧ください。

20 款町債は、第 3 表地方債の補正により説明しましたとおり、2 目民生債から 16 ページの 10 目減収補てん債まで追加が 3 件、廃止 1 件、変更 9 件となっております。16 ページに記載のとおり町債の合計は 2,490 万円減の 3 億 7,217 万 8 千円となるものでございます。

歳入は以上です。

17 ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目議会費、補正額 234 万円の減ですが、3 節職員手当等は議員の改選による期末手当の減、8 節旅費及び 13 節使用料及び賃借料は、コロナ禍による視察研修の中止による減額となっております。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 1,005 万円の減は、各事業の実績及び執行見込みによるもので、主なものとして、4 節共済費は職員共済組合負担金と会計年度任用職員の社会保険料の執行見込みによる減額、7 節報償費のふるさと納税寄附者、18 ページの 11 節役務費の決済手数料、13 節使用料及び賃借料のライセンスはふるさと納税の実績及び

見込みによる増額となったものでございます。

2 目文書広報費は、補正額はございませんが、マイナポイントの広報活動を実施したことによる補助金の交付から、財源内訳の補正となったものでございます。

5 目財産管理費、補正額 1 億 1,871 万 7 千円の増ですが、財政調整基金は、ふるさと納税及び一般寄附金分の 500 万円を計上したものであります。減債基金は、本補正予算での余剰分を積み立てるものでございます。公共施設整備基金は、コミュニティセンター使用料等の収入見込み減により減額といたしました。福祉基金はふるさと納税の寄附目的による増額分を計上しております。行政センター建設基金の 1 億円は繰り替え運用の返済分として、52 万円はふるさと納税の寄附目的による増額として計上したものでございます。廃棄物処理施設整備基金は、家庭用ごみ袋の販売手数料及び粗大ごみ等の直接搬入手数料の収入見込み減による減額、森林環境基金は、森林環境譲与税の確定による増額を計上したものでございます。

19 ページをご覧ください。

2 款 1 項 6 目企画費、補正額 74 万 2 千円の増は、各事業費の確定及び執行見込みによる減となりますが、主なものとして、7 節報償費及び 12 節委託料は、コロナ禍により「若者による地域づくり推進事業」が中止となったことによる減額、13 節使用料及び賃借料の使用料及び 18 節負担金補助及び交付金は生活路線バス維持対策事業の事業費の確定による増減となっております。

7 目交通安全対策費 補正額 6 万円の減は、コロナ禍により交通教育専門員の研修会が中止となったことによる減額となります。

8 目電算管理費、補正額 92 万 9 千円の減は、各種契約や負担金の確定によるものでございます。

20 ページをご覧ください。

2 款 1 項 11 目特別定額給付費、補正額 1,696 万 1 千円の減は 1 人当たり 10 万円を給付した特別定額給付の確定によるものでございます。給付金分で 1,150 万円、事務費分で 546 万 1 千円の減となりました。なお、給付対象者数 1 万 5,600 人に対し、1 万 5,585 人への給付を実施し、給付率は 99.9%となっております。

21 ページをご覧ください。

13 目地方創生臨時対策費、補正額 1,089 万 8 千円の減は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した会津坂下町生活支援事業の確定による減額、及び 1 事業の事業費の追加に増減となっております。

23 ページをご覧ください。

事業費が追加となるものは、小中学校感染防止対策事業であり、17 節備品購入費の空気清浄器及び保健体育計器に計上した予算で、小学校の特別教室への空気清浄器の追加購入、及び小・中学校の玄関に設置するサーマルカメラを購入するものであります。なお、この事業費の 2 分の 1 は歳入で計上しました学校保健特別対策事業補助金であり、残りの 2 分の 1 が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し実施してまいります。

24 ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目税務総務費、補正額 94 万 8 千円の減は、税関連の法改正に伴うシステム改修委託費の確定による減額となります。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、補正額 10 万 4 千円の減は、12 月定例会の令和 2 年度一般会計補正予算（第 9 号）で計上したマイナンバーカードの発行のための臨時窓口を設置する経費で、窓口で使用する電算機器の需要が全国的に高まり納品まで非常に時間を要する事態となったことにより、補助事業の期間内に事業完了できないため、本年度予算から減額するものでございます。

次に 2 款 5 項 2 目総務統計費、補正額 2 千円の増は、経済センサス調査業務の確定に伴います増額となります。

25 ページをご覧ください。

2 款 5 項 3 目農林統計費、補正額 1 万 5 千円の減は農林業センサスの補助金の確定、4 目商工統計費、補正額 2 万 5 千円の減は工業統計補助金の確定、6 目国勢調査費、補正額 13 万 6 千円の減は、令和 2 年国勢調査の事業完了に伴います減額となります。

26 ページをご覧ください。

2 款 6 項 1 目監査委員費、補正額 11 万 6 千円の減は、コロナ禍により監査委員の研修会が中止となったことによる減額となります。

27 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額 699 万 1 千円の減は、各特別会計への繰出金となりますが、国民健康保険特別会計繰出金、及び後期高齢者医療特別会計繰出金は保険基盤安定繰入金の確定などによる減額、介護保険特別会計繰出金は、居宅介護サービス使用者の増加などに伴う給付費の増額や要介護認定事務費の減額など、執行見込みにより減額となったものでございます。

2 目障がい者福祉費、補正額 1,017 万 8 千円の増ですが、自立支援給付費は居宅介護サービスの利用者の増加や高額補装具購入費の増額に伴う増、障がい者給付費は児童発達支援の利用者の増加による増額となります。

3 目老人福祉費、補正額 205 万円の減は、転出・死亡などによる長寿祝金該当者の減、及び措置入所者の減による減額となります。

28 ページをご覧ください。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 32 万 9 千円の減ですが、1 節報酬はコロナ禍により子育てふれあい交流センターが一時休館となったことによる会計年度任用職員の人件費の減、22 節償還金利子及び割引料は令和元年度分の子ども・子育て支援交付金の確定により返還金が増額となったものでございます。

2 目児童措置費、補正額 600 万円の減は児童手当支給の執行見込みによるもので受給対象者の減による減額でございます。

3 目母子福祉費、補正額 777 万 8 千円の減ですが、19 節扶助費は乳幼児及び児童の医療費補助が本年度の実績及び見込みから減額、22 節償還金利子及び割引料は令和元年度養育医療費国県負担金確定による返還金が増となったものであります。

4 目児童福祉施設費、補正額 653 万円の減は民間保育施設利用者が見込みより 4 名減となったことによる施設型給付費の減額となります。

29 ページをご覧ください。

4 款 1 項 2 目予防費、補正額 1,043 万 8 千円の減は、健康診査事業における受診者見込み者数の減、妊婦・乳幼児健康診査事業における対象者の減などによるものでございます。

3 目環境衛生費、補正額 254 万 3 千円の減ですが、7 節報償費は資源ごみ回収量の減、12 節委託料は 1 人暮らし世帯ごみ回収委託料の確定による減、18 節負担金補助及び交付金は合併浄化槽整備補助金の確定による減額となります。

5 目新型コロナウイルス対策費、補正額 3,166 万 2 千円の増は、本年度一般会計第 10 号補正でも計上しました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関するものであり、国の交付限度額が引き上げられたことにより、会計年度任用職員 1 名の雇用、医療機関での消耗品費、接種状況確認等のためのタブレットの購入費などの経費を計上したものであります。またコールセンターの設置期間を令和 3 年 9 月末までに見直したことにより、委託料が減額となっております。

31 ページをご覧ください。

4 款 2 項 1 目塵芥し尿処理費、補正額 424 万 1 千円の減ですが、資源分別処理業務、及び一般廃棄物収集業務は委託料の確定により減額となっておりますが、犬猫死体処理業務は処理件数の増によるものでございます。

32 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目農業委員会費、補正額 9 万 1 千円の減は、コロナ禍による研修会の中止による減額となります。

2 目農業総務費、補正額 16 万 1 千円の減は、農事組合事業補助金の確定によるもので、野ソ駆除用薬剤費の減によるものでございます。

3 目農業振興費、補正額 3,049 万 9 千円の減は、事業確定及び執行見込み、並びに各種補助金額の確定によるものです。1 節報酬は鳥獣被害対策実施隊の出動回数の増に伴う増額、8 節旅費から 33 ページの 18 節負担金補助及び交付金の物産品販路拡大負担金までは、コロナ禍による農産物販路拡大事業の縮小による減額、農業と物産まつりはコロナ禍による中止となったための減額となります。また、補助金・交付金につきましては、各種事業の確定による減額となっております。

5 目農地費、補正額 395 万 4 千円の増ですが、18 節負担金補助及び交付金の負担金は、事業費の精査及び国の第 3 次補正予算に対応した県営事業の前倒し施行による負担金の増額となります。22 節償還金利子及び割引料は、多面的機能支払交付金事業の令和元年度分の返還金確定に伴う増額となります。

34 ページをご覧ください。

27 節繰出金は農業集落排水事業特別会計への繰出金で、コロナ禍による糸桜里の湯ばんげの休館に伴う排水見込みの減、コロナ禍による学校給食センターの休止に伴う排水見込みの減により使用料見込みが減少することからの繰り出し金の増、また、平成 26

年度から令和元年度までの消費税申告の校正手続きによる還付金の増による繰り出し金の減により差し引きで増額となるものでございます。

6 款 2 項 1 目林業振興費、補正額 289 万 4 千円の減は、ふくしま森林再生事業費の確定による減額です。

7 款 1 項 2 目商工業振興費、補正額 180 万円の減は、コロナ禍による物産等販売促進事業の縮小による減額となります。

35 ページをご覧ください。

5 目温泉施設管理費、補正額 380 万円の増は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、町からの要請により休館となった糸桜里の湯ばんげの指定管理業者である株式会社ばんげ公共サービスに対し、休館期間に収入が見込まれた入館料から人件費を除く施設管理経費を差し引いた分を「休業補償」として支出するものであります。

8 款 2 項 2 目道路維持費、補正額 572 万 4 千円の減は、南幹線の除草、防雪柵設置及び撤去費の確定による減額、また町道羽林村中線道路整備工事に伴う電話柱移転補償費の確定による減額となります。

3 目道路新設改良費、補正額 143 万 7 千円の減は、町道整備工事及び電柱移転補償費の確定による減額です。

4 目街路灯費、補正額 134 万 6 千円の減は、本年度実績及び執行見込みによる電気料の減額となります。

36 ページをご覧ください。

6 目橋りょう新設改良費は、補正額はございませんが、起債額の確定に伴う財源内訳の補正となります。

8 款 3 項 2 目河川維持費、補正額はございませんが、起債額の確定に伴う財源内訳の補正となります。

8 款 4 項 2 目土地区画整理費、補正額 315 万 8 千円の減は、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計への繰出金で、保留地の売却による歳入の増による繰出金の減、及び水道工事負担金の増に伴う繰出額の増の差し引きで、減額となったものでございます。

4 目下水道費、補正額 2,232 万 8 千円の減は、下水道事業特別会計への繰出金で、受益者負担金収入の減による繰出金の増、水道管等移設補償費の増による繰出金の減、及び平成 26 年度から令和元年度までの消費税校正申告による還付金の増による繰出金の減等による清算で、最終的に減額となるものでございます。

5 目都市下水路費、補正額 145 万円の減は、市街地用排水路整備管理費及び工事費の確定、または執行見込みによる減額となります。

37 ページをご覧ください。

8 款 5 項 1 目住宅管理費、補正額 404 万円の減は、町営古町川尻団地 2 号棟給水ガスパ等修繕工事費の確定による減額となります。

9 款 1 項 1 目非常備消防費、補正額 132 万 5 千円の減は、コロナ禍による防災訓練、ポンプ操法大会、宿泊研修の中止となったことによる減額となります。

2 目消防施設費、補正額 19 万 4 千円の減ですが、12 節委託料は全国瞬時警報システム

との連携システムの廃止に伴う全額減、17 節備品購入費はポンプ操法大会の中止によるホース等の購入費が全額減となっております。18 節負担金補助及び交付金は町道町北裏通り線水道管敷設工事に伴う負担金を計上したものでございます。

10 款 1 項 2 目事務局費、補正額 25 万 4 千円の減は、学力向上推進事業、教育相談機能充実事業、子どものむし歯対策事業の執行見込みによる増減となります。

39 ページをご覧ください。

10 款 2 項 2 目教育振興費、補正額 719 万 9 千円の減ですが、14 節工事請負費は、小学校 2 校での G I G A スクールの推進のための通信ネットワーク整備工事費の確定による減額となります。

10 款 3 項 1 目学校管理費、補正額 388 万 1 千円の減は、中学校での通学事業にかかる定期券の購入費及び選手派遣費の確定による減額となります。

40 ページをご覧ください。

2 目教育振興費、補正額 1,349 万 9 千円の減ですが、12 節委託料の主なものは中学校での G I G A スクール通信ネットワーク整備の設計・管理、ネットワーク機器等の設定料等の確定による減額となります。13 節使用料及び賃借料は授業支援システムの更新費の確定による減額となります。14 節工事請負費は中学校のネットワーク整備工事の確定による減額となります。17 節備品購入費はタブレットの購入費の確定に伴う減額となります。

10 款 4 項 1 目幼稚園費は、補正額はございませんが、交付金の確定に伴う財源内訳の補正となります。

41 ページをご覧ください。

10 款 5 項 1 目社会教育総務費、補正額 35 万円の減はコロナによる成人式延期や事業中止による減額となります。

2 目公民館費、補正額 40 万円の減は、中央公民館の受変電設備改修工事費の確定による減額となります。

10 款 6 項 1 目保健体育総務費、補正額 42 万 4 千円の減はコロナによりますスポーツ大会中止による減額です。

42 ページをご覧ください。

2 目学校給食費、補正額 654 万円の減は、喫食見込み数の減少による減額となります。

11 款 1 項 1 目農業施設災害復旧費、補正額 155 万 9 千円の減は 7 月の豪雨による災害復旧工事の確定による減額、及び補助災害復旧工事費の補助率が上がるため、補助金の増額、及び起債の減額の財源内訳の補正となります。

43 ページをご覧ください。

11 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費、補正額 118 万 5 千円の減は、7 月の豪雨による河川等の災害復旧工事費の確定に伴います減額となります。

最後に、13 款 1 項 1 目予備費、補正額 351 万 4 千円の増は歳入歳出調整のための補正となります。

説明は以上です。

◎議長(水野孝一君)

昼食のため休議といたします。

(午後 0 時 07 分)

再開は午後 1 時 10 分といたします。

(休議)

◎議長(水野孝一君)

再開いたします。

(午後 1 時 10 分)

これより議案第 25 号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

多面的機能、すみません何ページってちょっと、これは 12 ページですか、歳入のほうで 245 万 1 千円が減額になっているんですけれども、結果的な問題ですけれども、これは組織の減とか、そういうことなんでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

これは組織の、当初 55 組織ということで予定しておりまして、結果 53 組織ということで、2 団体、2 組織が減となったことによりましての残が出たということでございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はございませんか。

◎12 番(酒井育子君)

議長、12 番。

◎議長(水野孝一君)

12 番、酒井育子君。

◎12 番(酒井育子君)

27 ページの社会福祉費の 2 項目、障がい者福祉費なんですけれども、1,017 万 8 千円の増額というふうになっております。その中でも自立支援給付金と障がい児給付金とい

うようなことで、人数の増というような説明がありました。ということで、こんなにも子どもの自立支援に費やさなきゃならないのかなというふうに思うんですが、人数的に何人くらい増えたということと、それから学校での対応というんでしょうか、ケアというんでしょうか、そういうものについてちょっとお伺いしたいんですが、いかがなものでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

障がい児給付費の今回増額になった人数というご質問であります。これは、かわらご園等に通所されているお子さんですけれども、今回4名の増ということで、補正のところでみております。当初は6名ということでみていたんですが、4名増ということで、10名ということで、今回補正をあげさせていただきました。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はございませんか。

◎7番(小畑博司君)

議長、7番。

◎議長(水野孝一君)

7番、小畑博司君。

◎7番(小畑博司君)

12ページの災害復旧費県補助金326万につきまして、補助率が変わって97.6%になったのでということ、説明あったんですけれども、この辺の経過というか、どのような災害に対してそういうふうになったのか、お聞かせください。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

補助率増高につきましては、この農地災害、あと農地施設災害の場合には、当初は補助率が65%と決まっていまして、その後、査定が終わりまして、国の査定が終わりまして、その後、補助率増高ということが行われます。これは激甚災害、災害の度合とか、それから受益者面積、揚水機とかため池とか、受益者面積の範囲によって、国のほうで査定しまして、補助率が増高されまして、今回は97.6%というようなことで補助率が上がったというようなことでございます。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

33 ページ農業費であります、地域担い手育成支援事業 1,535 万の減ということで、事業ができなかったというのか、対象の支援すべき組織が当てはまらなかったのか、お伺いしたいということと。同時に、その下の青年就農給付金 58 万 3 千円の減ということとあります、途中でやめざるを得ないというのか、そういうような結果が出てこういうふうになったものか、お知らせください。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

まず担い手、地域担い手育成支援事業の 1,535 万円の減ですが、当初予算では 8 名の方、8 名の方で事業費として約 2,000 万ぐらいで、8 名の方の予算化しておりましたが、この補助事業は採択がなかなか厳しくなりまして、8 名申請しましたが、当初で 1 件、追加ということ、今年度追加しりまして、2 名の方が追加になりまして、合計 3 名の方が該当になったということで、残り 5 名の方の残ということでございます。

それから、青年就農給付金での 58 万 3 千円の減ですが、これは年額、満額ですと 150 万なんですけども、所得が上がれば 150 万からだんだん減額になっていきます。1 名の方が所得が上がりました、満額 150 万もらえなく、減額になったということで、その 150 万からその分、58 万 3 千円引いた金額ということで、所得が上がったためということでございます。以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

35 ページの 8 款 2 項 2 目委託料で、防雪柵設置及び撤去がありますが、今回、減額として 481 万 6 千円という大きな減額なんです、毎年毎年、同じような委託なんですけれども、今回このような減額の要因というのは何なんでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

当初設計額では人件費の部分が増額になっておりまして、その部分で設計を組ませていただいて入札に付した結果、請差が生じたことにより、このような減額になったというところでございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

そうすると、入札においても競争原理が、今回は特に甚だしかったというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

入札の結果という形になりますので、競争原理が働いたというふうに私のほうは認識しております。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

もう 1 点伺います。そのすぐ上に除草等維持管理ということで、説明では南幹線ということの説明があったんですが、ちょうど私推測するに、南幹線除草しているのが、ちょうど真夏に除草している、これが対象なのかどうかと思うんですが、ご年配の方たちが非常にご高齢で、本当に炎天下で大丈夫かなと、我々でもそんなときには除草なんかやっていたら倒れてしまうというふうに思うんですけども、この委託の仕方というものについては妥当なんでしょうか、伺いたいします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

シルバー人材センターさんのほうに委託をかけさせていただいているところであり
ます。その部分につきましては、適時適当な時期に除草の部分をお願いしているという部
分でございますので、炎天下、なるべく炎天下の部分については、熱中症等を十分に、
やる際は十分に注意をはらっていただいてという形をお願いしているところでござい
ます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はございませんか。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

36 ページ都市計画費の中の 12 節委託料のところなんです、市街地用排水路の管理、
それからその次のページで、工事請負費として、その後、市街地用排水路の整備とい
うことで減額になっておりますが、いろいろなところで、昨今、町内の方々からいろいろ
苦情なり、それから自分たちでも整理がなかなかできないようなところが随分出てきて
いるんですが、この予算で大丈夫なんでしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

この部分につきましては、町内各所からの要望等において、今年度は 1 件底板を打つ
という工事をさせていただきました。大きなものにつきましては、宮川土地改良区さん
との共同事業ということで、今回は、今年度につきましては市街地用排水路関係の工事
がなかったということで減額させて、収入も含めて、歳入も含めて減額させていただ
いているというような状況になっております。

市街地用排の部分につきましては、補助事業等もございますので、その部分につきま
しては広く PR させていただいているというような状況になっております。

◎議長(水野孝一君)

ほかにございせんか。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

35 ページ商工費の温泉施設管理費、休業補償ということで 380 万計上されていますけれども、温泉施設については施設利用券、あれだけぱっと使ったものとして全額支払った経過もあるということと。あと事業者であれば、その休業補償については国の支援という制度というのものもあると思うんですが、その辺の絡みについてはどういうふうになっているんでしょうか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

まず国の支援関係ですと、持続化給付金、これが 200 万。それから雇用調整助成金ということで、これが 125 万ほど申請して、こちらの公共サービスのほうに交付されて、申請して交付されております。

あと、温泉利用料金につきましては、1,330 万ほどこれは温泉のほうにいておりまして、そのほかに今回、協定書のコスト分担ということで、不可抗力にあたりますので、休業補償ということで町のほうから 380 万ということで、また交付するというものでございます。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長(水野孝一君)

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

国のそういった補償制度とか支援を含めても、足りない分を町が補てんせざるを得なかったという意味で捉えてよろしいですか。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤産業課長。

◎産業課長(佐藤暢一郎君)

あくまでもこの休業補償費につきましては、コスト分担、要するに協定書に基づいてコスト分担によりまして、不可抗力にあたるということで、これは町から休業補償を要請したということで補償するものでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

今ほどのような質問なんですけれども、その理解としては、公共サービスに対するその補償ではなく、こういった記載の仕方していますので、温泉施設に対する、あくまでも契約の内容だったということでしょうか。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤産業課長。

◎産業課長（佐藤暢一郎君）

これは温泉施設系桜里の湯に対しての補償でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

◎12 番（酒井育子君）

議長、12 番。

◎議長（水野孝一君）

12 番、酒井育子君。

◎12 番（酒井育子君）

29 ページの保健衛生費なんですけど、2 目の予防費の中で 1,043 万 8 千円の中の、委託料 1,047 万 4 千円あります。それで見込者数の減だというようなことになったんですが、コロナ禍の中で、たぶんに出足も悪かったと思います。ですが予約制でとっても好評を得て、町民の方は喜ばれておりますけれども、受診率のほうの割合というのはどうだったんでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

ただいまのご質問は、29 ページの 4 款 1 項 2 目の予防費の中の健康診査 900 万円の減
ということの内容ですけれども、それに関連しまして特定健診の受診率ですが、昨年度
ははじめて 40%を超えて 41.4%だったんですが、今年度はコロナ禍の影響がありまし
て、32.31%ということで、約 2 割ほど落ちております。以上でございます。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 25 号「令和 2 年度会津坂下町一般会計補正予算(第 11 号)」を採決い
たします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号の質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第 18、議案第 26 号「令和 2 年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 4
号)」を議題といたします。

議案はすでに配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第26号、令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億17万円としたいというものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものです。

今回の補正は、各種事業費等の精算に伴うものであります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開きください。

1の総括。まず、歳入になります。

4款県支出金から8款諸収入まで合計71万5千円を追加し、歳入合計を19億17万円にするというものです。

次に2ページの歳出です。

1款総務費から9款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額の19億17万円。財源内訳は、国県支出金9万2千円の増、一般財源が62万3千円の増です。

3ページ以降は詳細の説明になります。

2の歳入です。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金9万2千円の増は、特定健康診査や収納率対策などが一定の基準を達成したため、増となったものです。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金515万8千円の減は、各種経費の確定によるものです。

4ページをご覧ください。

8款諸収入、1項1目一般被保険者延滞金259万3千円の増、3項1目一般被保険者第三者納付金318万8千円の増は、実績に基づく計上です。

6ページをご覧ください。

3の歳出になります。

1款1項1目一般管理費59万2千円の減は、レセプト点検など委託件数の減、同じく2目連合会負担金85万円の減は、連合会システムクラウド化事業費が減となったことによるものです。

7ページをご覧ください。

2款1項1目被保険者療養給付費は、節内での額の補正であり、増減はなしです。

8ページをご覧ください。

2款4項1目出産育児一時金84万円の減は、出生数が当初見込みよりも少なくなるこ

とによる減です。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、財源内訳の補正です。

5 款保険事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 554 万 3 千円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診受診者が減となったことによるものです。

9 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目国保基金積立金 7,000 万円の増は、新型コロナウイルス感染症など、不測の事態に対処するため備えていた予備費への影響がそれほどなく、前年度事業費返還金も発生しなかったことなどにより、不用額が発生し、基金に積み立てるものであります。

8 款 1 項 6 目その他償還金は、前年度の事業費返還金が発生しなかったため、2,400 万円全額減、9 款 1 項 1 目予備費は、3,724 万 3 千円の減で 6,150 万 6 千円となります。

以上で補正予算の説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

最後のページの 9 ページです。基金積立金と、それから次の諸支出金にも関わることなんですが、この積立基金、いったいこれはどのような目標額として捉えるのか。それから、今回は全てこの中に基金として積もうと、残そうということなんですが、この判断というのは、その妥当性といいますか、どのようにしてここに入れようというふうに考えられたのか、おただしします。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

基金ですけれども、今回 7,000 万円を基金に積み立てることで、令和 2 年度末ですが、約 1 億 2,000 万円ほどになります。過去におきまして、平成 26 年ですが、国保財政が赤字になった際には 8,300 万借りたということは、皆さんもご記憶にもまだ新しいことかと思っておりますけれども、今回 7,000 万円を積み増したことで 1 億 2,000 万円になりますが、過去の例が 8,300 万円赤字になったということを考えれば、1 億円相当の額については、一定程度こういうふうに基金として蓄えておくべきではないかということで考

えております。

なお、基金に関する考え方につきましては、国保運営協議会の中でも説明、そして承認をいただいたところであります。来年度以降につきましても、運営協議会の中でこの内容については議論、それから協議を重ねてまいりたいと思います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

過去の実績から 1 億程度はというお話なんです、それを目標で、だいたいいつも蓄えておきたいというところでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

過去においては国保の予算総額に対して何%ということで、運営の基準はあったんですけれども、最近については、その基準というのが明確になっているものがございせん。各市町村任せになっているわけなんです、逆にそういったことがなかったせいで、その 8,300 万円の赤字をつくった背景もあるんじゃないかと思います。坂下町としましては、その過去の例というのをやはり教訓にするためにも、1 億程度ということは必要ではないかというふうに考えております。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

この積み立てに至る、そういった基準が今までなかったという話なんです、当町としてのきちとしたガイドラインみたいなものというのはつくるべきだと思うんですが、そういう考えはありませんか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

現在のところ、ガイドラインについてはないわけなんですけれども、今後、国保運営協議会の中でも議論すべき点ではないかと思います。年によって違う判断をしたのでは困りますし、そして、また将来において赤字になりかねないことも、可能性もありますので、そういったことも踏まえまして、過去の例とかも踏まえ、それから今後の県の保険料の統一化というのも、令和6年度以降に本格的な議論も始まりますので、それらと併せまして検討していきたいというふうに考えております。

◎議長(水野孝一君)

ほかに質疑はありませんか。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

今の話ですけれども、今、基金条例の中で数字はありませんが、昔は過去3年間の療養給付の平均額の4分の1を上限にするという条例ありました。だからそれにならって、積み立てやっていきたいと思います。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

そうしますと、今回は、今年度は、この7,000万という巨額な数字が出たわけなんです、今答弁いただいた4分の1うんぬんというところがありますが、このように大きく出た場合には、また別な考えで、例えば昨日からの質疑もあったんですが、保険料のほうに一部戻すとか、そういった割合も工夫すべきなのではないかなというふうにも考えるんですが、そういうことなく基金のほうにどっといけということなんでしょうか。そういう保険者の、利用者の便宜のほうにはいかないものんでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

今年度におきましては、保険給付費が当初の予定よりも4%ほど減になっております。それはコロナ禍の影響によることが非常に大きくありまして、今年度については特に大

きいというふうな実感が、皆さんのところにもあるかと思います。

そしてその基金について、健康保険税に反映するという話ですけれども、現在のところ県のほうでも、先ほど申し上げましたように、保険料の統一化に向けて進もうとしている段階です。それで各市町村に対しては、標準保険料率というのが示されまして、それに基づいて保険料を算定しているわけです。現在その標準保険料率が県の方から示されるようになりまして、会津管内におきましても一番高い保険税と一番低い保険税の幅というのは、現在縮小になりつつあります。

そういったところもありまして、確かに国保税に反映するということも必要でしょうけれども、標準保険料率というのを参考にしながら健康保険税のほう決めることになっておりますので、今回はまた仮算定ということもございますので、6月の定例会に改めて計算し直して、本算定ということでご提示を申し上げたいと思っております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号「令和2年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 19、議案第 27 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

議案はすでに配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第 27 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 230 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 2,687 万 2 千円としたいというものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものです。

今回の補正は、保険料見込額の変更に伴う補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申しあげます。

事項別明細書の 1 ページをお開きください。

まず、歳入です。

1 款保険料から 7 款繰入金まで合計 230 万 4 千円を追加し、歳入合計を 23 億 2,687 万 2 千円にするというものです。

次に 2 ページの歳出ですが、1 款総務費から 6 款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額の 23 億 2,687 万 2 千円。財源内訳は、国県支出金 1,624 万 9 千円の増、その他の財源 366 万 6 千円の増、一般財源 1,760 万 8 千円の減です。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

まず 2 の歳入です。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料、そのうち 1 節特別徴収保険料 96 万円増は、普通徴収から年金の特別徴収に切替わることによる増、2 節普通徴収保険料 103 万 6 千円の減は、死亡や転出などの異動による減、3 節滞納繰越分普通徴収保険料 42 万 5 千円の減は、実績見込みによるものです。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 381 万 5 千円の増、同じく 2 項 1 目調整交付金 1,230 万円の増は、歳出における保険給付費の国補助金分及び国負担分の増によるものです。

4 ページをご覧ください。

同じく 2 項 2 目地域支援事業交付金 158 万 2 千円の減は、歳出における介護予防・生活支援サービス事業費と包括的支援事業等費・任意事業費の国庫補助分です。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 531 万 3 千円の増は、歳出における保険給付費の支払基金交付金分、同じく 2 目地域支援事業支援交付金 165 万円減は、歳出における介護予防・生活支援サービス事業費の減に伴うものです。

5 ページをご覧ください。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 257 万 8 千円の増は、歳出、保険給付費の県負担分、同じく 2 項 1 目地域支援事業交付金 79 万円減は、歳出における介護予防・生活支援サービス事業費と包括的支援事業等費・任意事業費の県補助金分となります。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 245 万 8 千円の増は、歳出における保険給付費の町負担分です。

同じく、2 目地域支援事業繰入金 79 万円の減は、歳出における介護予防・生活支援サービス事業費と包括的支援事業等費の町負担分です。

6 ページをご覧ください。

同じく、4 目その他一般会計繰入金 177 万 5 千円減は、システム改修に係る補助金減、及び認定調査に係る事務費の減によるものです。

同じく 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 1,700 万円減は、今年度における基金からの繰り入れの必要がなくなったために減額するものです。

7 ページをご覧ください。

3 の歳出になります。

1 款総務費、2 項 1 目認定調査等費 170 万円の減は、実績見込み件数減による精算です。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費 150 万円減は、通所利用件数の減などによるもの、同じく 2 目地域密着型介護サービス給付費 1,440 万円の増は、地域密着型通所などの利用件数増によるものです。

8 ページをご覧ください。

同じく 3 目施設介護サービス給付費 800 万円の増は、利用件数増によるもの、同じく 5 目居宅介護住宅改修費 80 万円の増は、実績見込みが増となったことによる補正です。

2 款 2 項 2 目地域密着型介護予防サービス給付費 190 万円の減は、デイサービスなどの利用実績の減による補正です。

9 ページをご覧ください。

2 款 3 項 1 目審査支払手数料 1 万 5 千円増、及び 2 款 4 項 1 目高額介護サービス費 540 万円の増は、実績見込み額増による補正となります。

10 ページをご覧ください。

2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費 560 万円減は、ショートステイの利用件数が当初見込みよりも少なくなったことによるものです。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業 そのうち 12 節委託料は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の一部が開催できなかったことにより 59 万 4 千円減、18 節負担金補助及び交付金は、それぞれの実績に基づく補正となります。

11 ページをご覧ください。

同じく 1 項 2 目介護予防ケアマネジメント事業費 86 万円減は、当初見込みよりも利用者件数が少なくなったことによるものです。

同じく 3 項 8 目地域ケア会議推進事業 13 万 9 千円減は、新型コロナウイルス感染症の影響によりケア会議を一部開催できなかったことによるものです。

4 款諸支出金、1 項 1 目償還金 20 万円の増は、過年度分の還付額が当初見込みよりも増となったことによるものです。

12 ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 3,000 万円の増は、次期介護保険事業計画のため積み立てるものです。

6 款 1 項 1 目予備費は 3,947 万 1 千円の減で 8,835 万円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

これも先ほどと同じ最終ページ、12 ページです。ここにもまた基金の積み立てということで、ここでは 3,000 万ということなんですが、この考え方をまた教えてください。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

介護保険は 3 年間について事業計画を策定して、それに基づいて保険料等が定められるものです。今回におきましては、令和 2 年度の単年度で見るのではなくて、平成 30 年度、それから令和元年度、令和 2 年度の中の 3 年間におきまして、基金がこのような生じたために、今回 3,000 万円について積み増しをするものになっております。令和 2 年度における基金残高ですけれども、約 2 億 2,000 万円程度、今回の 3,000 万円の積み増しによって 2 億 2,000 万円の額になります。

先ほどの質問と同じように、保険料について反映させたらどうかという議論もあるかと思いますが、介護保険料につきましては、第 7 期が 6,850 円、そして今回の第 8 期におきましても 6,850 円ということで、当初設定されていた金額が 7,000 円を超える金額ですが、一部基金をそこに投入することによりまして、第 7 期と同じ額で今回定めさせ

ていただきました。

国の方では、いわゆる 2025 年問題が発生する際に、保険料が 7,200 円になるということが予想されております。それは高齢者の増加、それからあと、それに対するサービスが増えることによって 7,200 円ということが予想されているわけですが、2025 年ということになりますと、次期介護保険事業計画第 9 期にあたるわけです。本町としましては、現在の 6,850 円を第 7 期と第 8 期ということで続けたわけですので、できるだけ第 9 期においても保険料を上げない、できれば 6,850 円のままとしておきたいという考えがございますので、基金についてちょっと多めかもしれませんが、3 年間、今回介護保険事業を運営した中で余剰が生じたので、第 9 期のためにも今回の 3,000 万積み立てということで対応していきたいというふうに考えております。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

目標というか、そういう数値はありますか。先ほどはガイドライン、国保についてはガイドライン、または 4 分の 1 相当というのがあったんですが、ここについてはいかがですか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

村山生活課長。

◎生活課長(村山隆之君)

目標といいますかガイドラインについては、国保と違いまして、国保は過去において目標額、ガイドラインがあったということでご説明申し上げましたが、介護保険については、今までそういったことが設定されたことはありませんで、各市町村の独自の判断ということになります。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

それでは、当町ではどのくらいを目標としますでしょうか。

◎生活課長(村山隆之君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

目標額ということはないですが、現在の保険料の 6,850 円というのをできるだけ今後上げないために、現在のところ 2 億を越した額になっておりますが、目標というところと定めづらいんですが、とりあえず保険料について値上げしない程度に基金を持っておきたいということになっております。

なお、介護保険におきましても、過去において県から一度お金を借りたことがございます。国保ほどではないですが、そういったこと過去にもあったということもこの場でご説明申し上げたいと思います。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

第 9 期に向けて貯めておきたいという趣旨の答弁は理解はできるんですが、しかしながら、これは担保できるものではないので、しっかりと決めたほうが私はいいと思っている。先ほどの国保についてもそうなんですが、きちっと誰が執行部になっても、このラインがあるからという、そういう話は。そういう基準的なものは決めるべきと考えていますが、そういう考えは今後いかがでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

国民健康保険と同じように、介護保険につきましても、今回計画を定めたように運営協議会がございますので、そのメンバーの構成ですが、事業所の方は当然ですし、被保険者の方もいらっしゃいます。あとそれから、会津保健福祉事務所、いわゆる県の方もいらっしゃいますので、こちらにつきましても、その場で今後検討していくこと、必要かなというふうに感じておりますので、ご意見のほうはそのようなことでちょうだいしたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

今の質問に重ねるような形になりますが、この 3,000 万円の積み立てという話ですが、介護保険料については、会津坂下町は決して県内で安いほうではなく、逆に県内の中で 12 番目ぐらいに、高いほうから 12 番目ぐらい。県内のざっと覚えている限りでは、県内の平均でいえば 5,800 円前後ぐらいが平均の額になっています。そうすると、今ほどのお話を伺っていると、じゃあこれを積み立てることによってある程度話し合いが進められ、そして余剰分というか、それなりの、少し下げ幅がもてるようなときには、減額なんていうことも考えられるということでしょうか。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

高齢者の数も今後も増加することも予想されておりますし、それから、介護サービスを利用するような、現在、家族形態にもなっているかと思うんです。お年寄りを抱えているそのお子さんたち、お子さんといってももうある程度、その方も高齢になっていますが、共働き等でなかなか家族介護も難しくなっているような状態の中では、介護サービスというのは今後減るというのは、ちょっと考えにくいかと思っています。

そういった中で、今後も介護給付費が増加するということは保険料も増加するということが十分考えられておりまして、それが国で予想しております 2025 年の 7,200 円という額になっているかと思います。

本町としましても、この基金に、今回積み増しすることによりまして、第 8 期は 6,850 円で決められたわけですので、第 9 期にそれらを投入、もしすることができれば、一定程度保険料というのは抑えることができるのではないかというふうに考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 27 号「令和 2 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 20、議案第 28 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

議案はすでに配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第 28 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものです。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ 87 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 9,438 万 6 千円としたいというものです。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

詳細を事項別明細書により説明申しあげます。

事項別明細書 1 ページをお開きください。

まず、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料から 3 款繰入金まで合計 87 万 6 千円を減額し、歳入合計を

1 億 9,438 万 6 千円にするというものです。

次に 2 ページの歳出ですが、2 款後期高齢者医療広域連合納付金から 87 万 6 千円を減額し、歳出合計は歳入合計と同額の 1 億 9,438 万 6 千円。財源内訳は、一般財源が 87 万 6 千円の減となります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

まず歳入です。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節特別徴収保険料 240 万 4 千円減は、被保険者の死亡、普通徴収への移行による減、2 節普通徴収保険料 325 万 4 千円の増は、新規被保険者の増、及び特別徴収からの移行によるものです。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金 172 万 6 千円の減は、額の確定によるものです。

4 ページをご覧ください。

3 の歳出です。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 87 万 6 千円の減は、保険料の変更、及び繰入金額の確定によるものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 28 号「令和 2 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 21、議案第 29 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

議案はすでに配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第 29 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 93 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,609 万 3 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第 2 条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表繰越明許費」によりたいというものであります。

第 3 条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、事業費確定並びに消費税還付金の確定によるものを計上したものであります。

1 ページをお開き願いたいと思います。「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開き願いたいと思います。「第 2 表 繰越明許費」であります。

1 款 3 項、事業名は、「公共下水道事業」でありまして、翌年度へ繰り越して使用できる金額を、8,636 万 8 千円にしたいというものであります。繰り越しの理由としましては、「町道安兵通り線外管渠工事」においては、想定外の湧水の発生、以前に行われた開発行為の既存埋設管位置による計画変更、「町道北裏通り線管渠工事その 2」において、推進工の設計条件を超える土質による施工能率の低下により、不測の日数を要したことから年度内の完了が見込めないため、繰り越すものであります。

また、「町道北裏通り線管渠工事その2」が繰り越すことにより、同時施工の「水道管布設替工事」に係る補償費も繰り越すものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。「第3表地方債補正」であります。

公営企業会計適用の公営企業会計適用債につきまして、事業費の確定に伴い、借入限度額 330 万円を 310 万円に変更し、起債の方法、借入利率、償還の方法は補正前の条件によりたいというものであります。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

1、総括、歳入であります。

1 款分担金及び負担金から 7 款町債まで、補正額が 93 万 5 千円の減となり、補正後の歳入合計は、5 億 7,609 万 3 千円となります。

2 ページをお開き願いたいと思います。

歳出であります。

1 款下水道事業費から 2 款公債費までの、補正額が 93 万 5 千円の減となり、補正後の歳出合計は、5 億 7,609 万 3 千円となります。また、補正額の財源内訳は、特定財源として、地方債が 20 万円の減、その他の特定財源が 528 万 1 千円の増となり、一般財源においては、601 万 6 千円の減となります。

3 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目負担金 145 万円の減は、現年度分、滞納繰越分の歳入見込による減であります。

2 款 1 項 1 目手数料 4 万円の減は、指定業者更新登録数の確定によるものであります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 2,232 万 8 千円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。

6 款 1 項 2 目加算金 1 千円につきましては、過年度の消費税申告に係る消費税還付金加算金であります。

6 款 3 項 1 目雑入につきましては、2,308 万 2 千円の増であります。水道工事費負担金 687 万 1 千円は、水道管理設工事との同時施工に係る土木工事アロケーション分の水道事業会計からの負担金であります。消費税還付金 1,631 万 1 千円は、平成 26 年度課税期間分からの過年度消費税申告内容を精査したことによる消費税還付金であります。

7 款 1 項 1 目下水道事業債 20 万円の減は、公営企業会計移行に係る業務委託費の確定によるものであります。

5 ページをお開き願いたいと思います。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、37 万円の減であります。これは、12 節委託料の企業会計導入検討業務費確定による 11 万円の減、26 節公課費の、消費税納付から還付になったことによる 16 万円の全額減額によるものが主なものであります。

1 款 2 項 1 目維持管理費 50 万円の減は、12 節委託料の処理場維持管理費の確定によるものであります。

1 款 3 項 1 目建設費は、6 万 5 千円を減額したいというものであります。7 節報償費 6 万 5 千円の減は、受益者負担金前納報償金の確定によるものであります。

6 ページをお開き願いたいと思います。

12 節委託料 1,009 万 6 千円の減、14 節工事請負費 192 万 6 千円の増、21 節補償補てん及び賠償金の水道管移設補償費 817 万円の増は、それぞれ事業費の確定によるものであります。

2 款 1 項 1 目元金については、増減はありませんが財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎11 番（五十嵐一夫君）

議長、11 番。

◎議長（水野孝一君）

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番（五十嵐一夫君）

4 ページの消費税還付金についてお伺いいたします。これは前も説明がありましたが、ちょっと消費税の計算において計算違いがあったからということで、たまたま消費税が還付されるということになったからいいわけなんです、これが消費税が、余計に払わなければいけないなんていう事態が起きたら、これは大問題になるわけですね。ほかの町村においてだと、町村長が減額、給与減額なんて提案するくらいですが、こういったふうに至った原因、そういったものについて、再度もう少しよくご説明いただければと思います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

消費税の運用総則、その取扱要項の部分につきまして、様々な見方ができるような形で、いろんなケースバイケースにおいてという形で、その取扱要項が決められているような形になっております。その中で、今回の消費税につきましては、消費税の還付につきましては、過年度分の借り入れ分、起債分に対して、当時の、借りた当時の消費税額を適用するという部分で、詳細について税務署さんのほうと協議をさせていただいて、その部分が適用されるというふうな税務署さんの意見も受けましたので、今回につきまして、当時、借り入れた当時の事業費の消費税分を更正申告させていただいたという部分でございます。

実際的に払っているのは、例えば、今年度であれば 10%という部分であります、借りたのは実際的には 26 年当時ということで、26 年当時の消費税を適用してもよろしいですという形の許可を受けた関係上、今回、各年度、26 年度以降、消費税が変更になった以降の部分について、再度、更正の相談をさせていただいて、その部分で税務署さんからの承認を、承認というか承諾をいただいたと、内容を精査して承諾をいただけたという部分でございます。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

このような会計処理をしたところというのは、坂下町だけでなく、日本全国だったらね、ほかにも見受けられたのかお伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

私どもの情報を入手した部分については、ある市の情報が入ったことによって、それでは坂下町に対して、本当にこれでよかったのかどうかということで、税務署さんに相談させていただいたというところでございます。更正手続きするに関しては、その当時の資料、全てを持参させていただいてという形になっておりますので、ところによると、全国的な事例という部分については、そこまで情報は得ていませんが、その当時の資料がなければ更正の手続きは取れないというふうな状況になっていると思います。

◎11 番(五十嵐一夫君)

議長、11 番。

◎議長(水野孝一君)

11 番、五十嵐一夫君。

◎11 番(五十嵐一夫君)

別なところに移ります。6 ページの下水道建設費、工事請負費ですが、さっきいろいろ難工事になったような、異常出水があったとか、地下埋設物があったとかということで、それを含めての事業費確定なのかどうかですが、この 192 万 6 千円で、これだけでその事業費というのが、変更後で大丈夫だったのか、再度お伺いいたします。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

事業の設計内容につきましては、精査させていただきました。今回につきまして、通常冬期間の工事でありますと、地下水が下がってしかるべきだというふうには、これまでの経験上、判断していたわけなんです。思ったより地下水が下がらなかったということで、余計にそこを固めるための追加工事が必要だった、薬ちゅうの注入が必要だったということで、全てにおいて精査させていただいて、工事費を確定させていただいたというところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

同じ 6 ページの 12 節委託料なんですけれども、測量調査実施設計、これによって 1,000 万を超える減額補正となっています。これは実際できなかった、またその理由について、詳しくちょっとお伺いしたいと思います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

この委託料の減額につきましては、様々な部分がございます。中でも設計委託の中で、管路の DB 工事のアドバイザー事業等々の部分もございます。その部分も精査させていただいて、今回、この積み上げた結果、1,000 万の減額になったというところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 29 号「令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」
を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩のため休議といたします。

(午後 2 時 17 分)

再開を 2 時 30 分といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午後 2 時 30 分)

◎議案第 30 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 22、議案第 30 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

議案はすでに配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

議案第 30 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 5 号）」についてご説明申し上げます。

令和 2 年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 5 号)

は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,886万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,352万9千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」によりたいというものであります。

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、処分保留地の変更、及び国の3次補正予算の追加執行として、建物等調査に伴うものであり、所要の措置を講じようとするものであります。

1ページをお開き願いたいと思います。「第1表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお開き願いたいと思います。「第2表繰越明許費」でありまして、1款1項、事業名は、坂下東第一地区土地区画整理事業であります。翌年度へ繰越して使用できる金額を1,955万円にしたいというものであります。繰り越しの理由としましては、国の第3次補正の執行に伴うものであり、年度内の契約及び完了とならないことから繰り越すものであります。

4ページをお開き願いたいと思います。「第3表地方債補正」であります。

都市計画事業（防災・減災・国土強靱化対策事業債）につきましては、事業費の増に伴い880万円を追加したいというものであります。

なお、起債の方法及び利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

事項別明細書の1ページをお開き願いたいと思います。1、総括、歳入であります。

1款国庫支出金から6款町債までに、1,886万2千円を増額し、補正後の歳入合計は2億4,352万9千円となります。

2ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款事業費に、1,886万2千円を増額し、補正後の歳出合計は、2億4,352万9千円となります。

また、補正額の財源内訳につきましては、特定財源に、2,202万円を増額し、一般財源から315万8千円を減額したいというものであります。

3ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1款1項1目土木費国庫補助金975万円の増は、補助対象事業費の増によるものであります。

2款1項1目不動産売払収入347万円の増は、売却予定の保留地変更によるものであります。

3款1項1目一般会計繰入金315万8千円の減は、歳入歳出における事業費の精査によるものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。

6 款 1 項 1 目土木債、880 万円の増は、起債対象事業費の増によるものであります。

5 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費は、1,886 万 2 千円の増であります。12 節委託料 1,857 万 2 千円の増は、建物等調査算定業務委託費の増であります。都市計画道路市中線、坂下羽林線交差点部付近の建物調査によるものであります。18 節負担金補助及び交付金 29 万円の増は、区画道路に布設していただきました給排水管布設負担金の確定によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 30 号「令和 2 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 5 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 23、議案第 31 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第5号)」を議題といたします。

議案はすでに配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

議案第31号「令和2年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)」についてご説明申し上げます。

令和2年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ123万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,090万8千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいとするものであります。

今回の補正は、事業費確定並びに消費税還付金の確定によるものを計上したものでございます。

1ページをお開き願いたいと思います。「第1表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをお開き願いたいと思います。1、総括、歳入であります。

2款使用料及び手数料から4款諸収入までの補正額が123万8千円の減となり、補正後の歳入合計は7,090万8千円となります。

2ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款農業集落排水事業費の補正額が123万8千円の減となり、補正後の歳出合計は、7,090万8千円となります。また、補正額の財源内訳は、その他特定財源が836万円の減となり、一般財源においては、712万2千円の増となっております。

3ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

2款1項1目使用料は、836万円の減であります。これは、主に、コロナ禍において、大口使用者の使用水量の減、及び料金改定に伴う料金算定方式の変更、などにより減収となったことによるものであります。

3款1項1目一般会計繰入金270万5千円の増は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4款3項1目雑入441万7千円の増は、平成26年度課税期間分からの過年度消費税申告内容を精査により消費税還付金であります。

4ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1款1項1目一般管理費は、123万8千円の減でありまして、26節公課費の本年度分消費税中間納付額の確定によるものであります。

1 款 2 項 1 目維持管理費につきましては、増減はありませんが、財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 31 号「令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 24、議案第 32 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

議案はすでに配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

議案第 32 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 4 号）」について、ご説明申し上げます。

第 1 条、令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条は、令和 2 年度会津坂下町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

収入であります。

第 1 款水道事業収益では、既決予定額 5 億 3,750 万 2 千円から 610 万円を減額し、5 億 3,140 万 2 千円にしたいというものであります。

支出であります。

第 1 款水道事業費用では、既決予定額 4 億 6,902 万 3 千円から 284 万 8 千円を減額し、4 億 6,617 万 5 千円にしたいというものであります。

第 3 条は、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 1 億 4,109 万 6 千円の補てん財源を、過年度分損益勘定留保資金 1 億 3,473 万 6 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 636 万円に改めたいというものでございます。

収入であります。

第 1 款資本的収入では、既決予定額 1,672 万 8 千円に 899 万 8 千円を増額し、2,572 万 6 千円にしたいというものであります。

次のページをお開き願いたいと思います。

支出であります。

第 1 款資本的支出では、既決予定額 1 億 8,353 万 4 千円から 1,671 万 2 千円を減額し、1 億 6,682 万 2 千円にしたいというものであります。

今回の補正の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりまして、営業自粛要請などの要因による、使用水量の減に伴いまして、給水収益並びに受水費の減額、配水管布設等工事費の確定による建設改良費の減額、下水道事業における管渠工事に伴う負担金の増額の補正でありまして、水道事業収支全体の確定見込みを精査したことによるものであります。

1 ページ、2 ページをお開き願いたいと思います。実施計画であります。

詳細につきましては、5 ページからの予算明細書でご説明申し上げたいと思います。

3 ページをお開き願いたいと思います。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前の 418 万 2,070 円に 2,480 万 8 千円を増額し、2,899 万 70 円となり、資金期末残高は 7 億 3,992 万 476 円となります。

4 ページをお開き願いたいと思います。予定貸借対照表であり、表記のとおりでございます。

5 ページをお開き願いたいと思います。予算明細書であります。

はじめに、収益的収入について申し上げたいと思います。

1 款 1 項 1 目給水収益 560 万円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、営業自粛要請などの要因により使用水量が減になったため、水道使用料を減額するというものでございます。

3 目その他の営業収益 50 万円の減は、本年度水道加入見込件数の精査による加入金の減によるものであります。

6 ページをお開き願いたいと思います。

収益的支出について申し上げます。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費 110 万円の減は、本年度支出見込額を精査したことによる動力費の減、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、営業自粛要請などの要因からなる使用水量の減に伴い、受水費も減額となったところであります。

2 目配水及び給水費 341 万 6 千円の減につきましては、本年度支出見込額を精査したことによる燃料費、動力費及び材料費の減、工事費の確定による工事請負費の減、国道 49 号線配水管布設工事に係る給水管布設替工事設計、上水道施設管理等業務の増によるものであります。

3 目受託工事費 32 万円の減につきましては、修繕を必要とする受託工事がなかったことにより、修繕費、材料費の双方、全額減額するものであります。

7 ページをお開き願いたいと思います。

4 目総係費 80 万円の減につきましては、本年度支出見込額を精査したことによる備消耗品費、燃料費、印刷製本費、及び通信運搬費の減によるものであります。

6 目資産減耗費 14 万 3 千円の減は、中央監視盤ほか撤去費用の確定によるものであります。

1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税 293 万 1 千円の増は、今回の補正額を基に再計算し、納付額の増額分を計上したものでございます。

8 ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入について申し上げます。

1 款 3 項 1 目他会計負担金 899 万 8 千円の増は、町道北裏通線配水管布設替工事に伴う消火栓工事に係る一般会計負担金、坂下東第一地区土地区画整理地内分及び下水道事業施工区域内の工事費確定による特別会計負担金の増によるものであります。

9 ページをお開き願いたいと思います。

資本的支出について申し上げます。

1 款 1 項 2 目メーター費 7 千円の減は、本年度水道加入見込件数の減によるものであります。

3 目固定資産購入費 2,410 万 2 千円の減は、構築物に係る各種工事費確定により、減額するものであります。

4 目消防施設費 52 万 6 千円の増は、町道北裏通線配水管布設替工事に伴う消火栓工事の計上によるものであります。

5 目負担金 687 万 1 千円の増は、下水道事業施工区域内における上下水道共同施工に

伴う、土木工事アロケーション費用負担の確定によるものであります。

10 ページをお開き願いたいと思います。

実施計画説明資料、及び損益勘定留保資金説明資料であります。

まずはじめに（1）の部分であります。収益的収支（損益勘定）であります、収益的収入 5 億 3,140 万 2 千円、収益的支出 4 億 6,617 万 5 千円、税込当期純利益 6,522 万 7 千円となります。ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額 636 万円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 1 万 4 千円を差し引き、税抜当期純利益は、5,885 万 3 千円となるところであります。

補てん財源の明細につきましては、下段、補てん財源明細書のとおりでございますので、ご一読お願いできればというふうに思います。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎9 番（山口亨君）

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口亨君。

◎9 番（山口亨君）

最後、9 ページ、資本的支出について伺います。土木工事アロケーション費用負担金 687 万 1 千円、これ先ほど下水道事業のときもあったんですけども、アロケーションですから、費用配分という意味では下水道も上水道も同じという考えでよろしいのでしょうか。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

施工単価の部分を軽減するために、同じ穴の中で下水道、上水道という形になります。その全体の枠の中で、下水道の負担分、上水道の負担分という形で費用配分させていただくと、その工区、工区ごとによってまた違う部分もございますので、それごとに積み上げさせていただいて、今回につきましてはアロケーション分、支出として下水道工事のほうに 687 万 1 千円を支出させていただくというふうな状況になっております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

◎2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

3 ページのキャッシュフローの計算書、あと最後の補てん明細書にも出てくるんですけども、水道事業における棚卸資産、これについてはメーター等を指すのか、ちょっと実際なじまないような気もするんですけども、具体的に明細わかればお教えいただきたいと思います。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

この棚卸の部分につきましては、諸材料費等も入っております。実際的にはこの大きな部分については、材料費の購入、直接受託工事等々、様々な補修についても、直接材料を支給して工事するというふうな特殊材料が何点かございます。その部分がこの、今の棚卸資産のところに計上させていただいています。費用的には、実際的には費用の項目に入らず、損益勘定の項目に入ってくるというふうな状況になります。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 32 号「令和 2 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 25、議案第 33 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

議案はすでに配付しておりますので、朗読を省略し、本案に対する説明を求めます。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議案第 33 号「工事請負契約の締結について」をご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めたいというものでございます。

今回の工事請負契約であります、会津坂下町テレワークセンター建設工事であります。

工事概要につきましては、旧若宮幼稚園及び若宮コミュニティセンターを解体撤去し、会津坂下町テレワークセンターを新築する工事であり、木造平屋建て延床面積は 297.28 m²であります。

契約の目的は、会津坂下町テレワークセンター建設工事であります。

契約の方法は、制限付一般競争入札総合評価方式特別簡易型であります。

契約の金額であります、税込み 9,680 万円で、契約の相手方は、福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田 565 番地、マルト建設株式会社、代表取締役、上野清範であります。

また別紙「総合評価方式入札結果」をご覧ください。マルト建設株式会社が第 1 落札候補者であります。入札額 8,800 万円に消費税 880 万円を加え、契約額は、9,680 万円となるものであります。ほか 1 社の入札結果はご覧のとおりであります。

以上、説明といたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 33 号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。
この採決は挙手をもって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第 1 号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 26、総務産業建設常任委員会に付託しておきました請願第 1 号「国に対し、『再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書』の提出を求める請願書」について、を議題といたします。

議題とした、請願の審査経過及び結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番、総務産業建設常任委員会委員長。

◎議長（水野孝一君）

渡部正司総務産業建設常任委員会委員長。

◎6 番(渡部正司君)（登壇）

請願第 1 号「国に対し、『再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書』の提出を求める請願書」委員会報告を申し上げます。

去る 3 月 10 日、北庁舎会議室において委員 7 名全員出席のもと、総務産業建設常任委員会を開き、当請願を審議いたしました。

審議の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決しました。

まず本請願の表題、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」この表題について意見があり、再審法とした法はないので、刑事訴訟法の一規定部分である再審規定の改正の求めであることの確認がありました。

次に、冤罪が多くあるが、自分たちには縁遠いものと感じるも、新しいルールづくりは必要、また証拠類は真実を究明するためのもので、一方だけのものではない。そして刑事訴訟法第1条には二つの面、一つは公共の福祉の維持、そしてもう一つが、個人の基本的人権の保障についての目的があること。

さらに他の意見として、この法改正について地方からも世論を広げていく必要があるなどなどの意見が出され、採決の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようです。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の立場から討論いたします。

まず、本請願については、町民にも大きく影響する事項であることから、本議会におきまして採択し、意見書を提出することは非常に有意義なことと考えます。憲法31条の規定する人権は、憲法上、最も重要といえるもので、マグナカルタ以来、人類において先人たちが勝ち取ってきた努力の結晶であり、この規定の適用を受ける最たるものである刑事訴訟法は、当然これを最大限尊重しなければならないと考えられます。

したがって、刑事訴訟法において再審の手続きに不透明な部分があるという声が一定数ある以上、その是正を求めていくことは、国民にとって、町民にとって有意義であると考えます。

しかしながら刑事訴訟法とは、そもそも刑法を実現するための手続き法であることから、刑法が保護する法益、すなわち犯罪が抑止された安心安全な社会を円滑に享受することに支障があっても、刑事訴訟法の意味をなしません。この両者のバランスについて

は、刑事訴訟法の抱える自己矛盾であるとも捉えられ、法哲学の領域にも踏み込むことから、本来このことを議決する権限を有する国会の場にて慎重に議論されることを願うことを併せて申し述べ、賛成の討論といたします。

◎議長(水野孝一君)

ほかに討論はありませんか。

◎5 番(横山智代君)

議長、5 番。

◎議長(水野孝一君)

5 番、横山智代君。

◎5 番(横山智代君)

この請願に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

冤罪は国家による最大の人権侵害の一つであると思います。再審は無実でありながら罪に問われた人たちを救済する最終手段です。冤罪被害者を一刻も早く救済するためにも、この請願採択に賛成いたします。

また、この一地方からも広く世論を広げ、そして私たちが声をあげることによって、この制度を国全体に、国全体というよりも国に求めていくことが必要だと思います。

そういう立場から賛成といたします。

◎議長(水野孝一君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号「国に対し、『再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書』の提出を求める請願書」についてを採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

請願第1号に対する委員長報告は採択であります。

この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎請願第 2 号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 27、文教厚生常任委員会に付託しておきました請願第 2 号「学校における甲状腺検査の継続に関する請願」について、を議題といたします。

議題とした、請願の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番、文教厚生常任委員会委員長。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地文教厚生常任委員会委員長。

◎4 番（赤城大地君）（登壇）

請願第 2 号について、審査の経過と結果を報告いたします。

請願第 2 号「学校における甲状腺検査の継続に関する請願」にきまして、去る 3 月 10 日、役場 3 階大会議室におきまして委員 6 名の出席のもと、慎重に審議をいたしました。

委員からは趣旨に賛成する意見として、検査を継続していくことで長期的な目で健康を見守ることにつながる。現時点で検査を取りやめてしまえば、検査を受けたくても受けられない状況が生まれるかもしれないなどの意見が出され、慎重に審議した結果、出席委員全員の賛成で、この請願は採択すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

◎9 番（山口享君）

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口享君。

◎9 番（山口享君）

審査の過程の中で、地区割の考えというのは出なかったんでしょうか。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

そういった議論、議論というか話には、委員会の中では出ませんでした。

◎議長（水野孝一君）

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎9 番(山口享君)

議長、9 番。

◎議長（水野孝一君）

9 番、山口享君。

◎9 番(山口享君)

私はこの請願に対して、反対の立場で意見を申します。

この請願の論点は、福島県全ての学校で、小学校、中学校で行われている集団甲状腺検査の実施であります。当初は県民の安心につながるものであり、大変有意義なものであったと思われます。しかし9年、10年が経過し、現在はそのメリットが少ないように考えられるわけであります。

なぜならば、被爆線量の推計が進み、集団のがん発生率から被爆の影響を評価できないほど線量は低くなっているからであります。無症状の子どもたちを検査するこの今の検査は、一生害を及ぼさないがんを見つける過剰診断のほかありません。

学校全てやるということで、学校行事になっている趣もあるようです。検査したい人は申請制を利用して実施すればいいのであって、相双地区はわかりませんが、当会津地区の学校においては、その必要はないものと判断し、反対の意見とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

ほかには討論はございませんか。

◎7 番(小畑博司君)

議長、7 番。

◎議長（水野孝一君）

7 番、小畑博司君。

◎7 番(小畑博司君)

本甲状腺検査につきましては、震災当時0歳だった方から18歳まで、37万人プラスそのとき胎児であった方1万人、約38万人を対象にしている検査でございます。生まれてない方というか、もっと以前の方、今4歳とか5歳とかという方は対象外であります。その対象の方の中で、放射線要素蓄積によって、後々様々な影響が出る、その発現状況をきっちりと把握をして、早期に発見をして、治療、それから本人の健康の管理に活かすためになされているものであります。

これによるデメリット、例えば学校に負担がかかる、あるいは、したくないのに検査

しなければいけない。そういったことはありません。学校ごとの検査によって負担がかかると、例えばしても、それはきっちりと国、あるいは東電の責任によって確保されるべきものというふうに受け止めております。

現在、地方地方によってその甲状腺検査の発現の仕方が違うというふうな見方もございますが、逆に、明らかに相双地方であるとか、中通り、あるいは会津によって発生の仕方が違うという見方が様々でございます。これを過剰診断による結果だというふうな方々の言い分によりますと、その場所によって発現率には差がないというふうな言い方もされまして、そうすると、逆に言えば、会津にいてもそういった影響を受けて、実際に検査で残念ながら引っかかってしまった方もいらっしゃいます。

あくまでもその当時未成年だった方、0 から 18 歳未満の方を対象に 2 年に 1 回、それから 18 歳を過ぎれば 5 年に 1 回、そういう検査をしているわけでありまして、自ら申し出て検査するということになれば、非常にハードルが高くなる。見つけられるものも見つけにくくなると。ひいて見れば、若い方々の健康管理を十分にできなくなるという結果に結びついてしまいますので、私はぜひとも採択すべきものという立場で発言をさせていただきました。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はございませんか。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

私はこの請願を採択する側として討論を申し上げます。

今ほど来、過剰診断という話があります。実は過剰診断というのは、確かにほかのメディアでも報告されているとおり、また、WHO、失礼しました。国連報告書でもそのようなメディアの報告があります。しかしながら、過剰診断かどうか、最終的にそのことがどうなのかということは、それ以降の話でありまして、この請願の中にもありましたとおり、このことをもって、あるいは手術が必要とか、それは最終的には医師の判断で行うということ。この過剰診断ということに対しては、また、このことを、この検査を続けていくことによって、より子どもたちの健康を守ることができるという道筋も存在しています。

この放射線の影響等だけではなくて、全体をとおしてこの診断そのものの継続というのが、身体の影響度を計ることができる。まさに影響がなかったというエビデンスをつくるためのデータを採取することもできる。そのことが子どもの健康の見守りにつながるというふうに考えておりますので、この請願は採択すべきものと考えています。以上です。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はございませんか。

◎5 番（横山智代君）

議長、5 番。

◎議長（水野孝一君）

5 番、横山智代君。

◎5 番（横山智代君）

私はこの請願を採択すべきものとして討論いたします。

この被曝線量そのものは不透明であって、今なおそれについては確たる証拠も何もありません、どのぐらいの線量があったかとか。健康の影響が出ていない人、それから出た人、様々であります。これは人間そのもの、みんなそれぞれ同じものではなく、一人ひとりがそのいろいろな状況のもとで受けやすい人、そして受けにくい人、様々だと思います。そんな中、決して過剰なものとも思いませんし、会津では必要がないではなく、この会津の中にもその影響を受けやすい人、受けにくい人はいることは確かなことだと思います。

ぜひ、これから子どもたち、そして大人たちの責任として、これは継続し、子どもたちの健康状態だけ、それは身体的な健康だけではなく、精神的な健康面も考えて、やはりこの甲状腺検査の継続は続けるべきだと思っています。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより請願第2号「学校における甲状腺検査の継続に関する請願」についてを採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

請願第2号に対する委員長報告は採択であります。

この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎議員提出議案第 1 号の報告・質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

目程第 28、議員提出議案第 1 号「刑事訴訟法の再審規定」の改定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

議員提出議案第 1 号

「刑事訴訟法の再審規定」の改定を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 17 日

提出者	会津坂下町議会議員	渡 部 正 司
賛成者	同	目 黒 克 博
同	同	横 山 智 代
同	同	佐 藤 宗 太
同	同	山 口 享
同	同	酒 井 育 子

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

「刑事訴訟法の再審規定」の改定を求める意見書(案)

再審は、無実が救済される最後の砦です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものですが、後を絶ちません。

2010 年の足利事件に始まり、布川事件、東京電力女性社員殺人事件から 2016 年の東住吉事件にいたるまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また 2014 年には袴田巖さんが 47 年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。

これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、開示しないことが大きな壁となっていました。通常審では、公判前整理手続きを通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審においては、ルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

また、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることも大きな壁となっています。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判官の決定にいたずらに逆らうことには、法的な制限を加える必要があります。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無実の人の救済のための喫緊の課題であり、加えて、再審における手続きの整備の必要性が強く求め

られています。

無実の人を誤った裁判から迅速に救済するために、下記のとおり「刑事訴訟法の再審規定」の改正を行うことを強く求めます。

記

- 1 再審における警察・検察手持ちの証拠の全面開示をすること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てがいたずらに行われることのないように制限を加えること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 3 年 3 月 17 日

福島県河沼郡会津坂下町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

法務大臣

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番、総務産業建設常任委員長。

◎議長（水野孝一君）

渡部正司総務産業建設常任委員長。

◎6 番（渡部正司君）

提出議案の内容は、今、朗読していただいたとおりであります。

法格言を一つ紹介いたします。1 人の無辜のものを処罰するよりも、10 人の有罪者を釈放するほうがよいという格言があるようであります。これは反対から見れば、1 人の無辜のものを処罰してでも 10 人の有罪者を必ず処罰するほうがよいということであり、ます。被疑者、被告人の視点から見れば、無実の人を処罰しないこと、すなわち無辜の不処罰、これにつきるといふふうに考えています。

どうか議員皆様の慎重な考えを、この採択ということで決定していただきますようお願いをいたします。以上です。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号「刑事訴訟法の再審規定」の改定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長(水野孝一君)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◎議員提出議案第2号の報告・質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

目程第29、議員提出議案第2号「学校における甲状腺検査の継続に関する意見書」の提出についてを議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記(橋本吉嗣君)

議員提出議案第2号

学校における甲状腺検査の継続に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月17日提出

提出者	会津坂下町議会議員	赤城大地
賛成者	同	蓮沼文明
同	同	物江政博
同	同	小畑博司
同	同	渡部順子
同	同	五十嵐一夫
同	同	青木美貴子

会津坂下町議会議長 水野孝一様

学校における甲状腺検査の継続に関する意見書（案）

福島県では、原発事故後、放射線被ばくへの不安を踏まえ、「県民健康調査」が実施され、とりわけ被ばくの影響を受けやすい子どもたちに対しては、甲状腺検査が行われてきました。現在、この甲状腺検査をめぐり、学校での集団検査が見直されようとしています。しかし、事故当時の被ばく線量は今もなお不透明であると考えられ、健康影響が起きないと断言することはできません。甲状腺がん和被ばくとの因果関係を突き止めるためにも、現時点での見直しはすべきでないと考えられます。

たしかに学校検査を見直す理由として、過剰診断であるとの指摘や学校現場の負担を指摘する声が一定数あることも事実です。過剰診断により、不必要な身体的、精神的な不安が生じると指摘されております。

しかしながら、学校での集団検査により、早期発見・早期治療が行えた症例があることも揺るぎない事実であり、それこそが最大の効果であると考えられます。学校での集団検査がなくなれば、受診率は大幅に減り、甲状腺がんの状況を継続的に把握することは困難となります。また、様々な事情により検査を受けたくても受けられない状況が生じる可能性もあると思われます。

よって下記事項について、子どもたちの健康の見守りと、甲状腺の状況を把握し続けるために強く望むものです。

記

1 学校での集団甲状腺検査の継続と、子ども達の健康の見守りに係る必要な支援策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月17日

福島県河沼郡会津坂下町議会

福島県知事

文部科学大臣

宛

環境大臣

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番、文教厚生常任委員長。

◎議長（水野孝一君）

赤城大地文教厚生常任委員長。

◎4番（赤城大地君）

議員提出議案第2号「学校における甲状腺検査の継続に関する意見書」の提出につきまして、先ほど申し述べましたとおり、子どもたちの健康を長期的に見守るため、意見書案のとおり提出するものでございます。

なにとぞ議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号「学校における甲状腺検査の継続に関する意見書」の提出についてを採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（水野孝一君）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

◎継続審査・継続調査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第30、継続審査・継続調査の申し出を議題とします。

議会運営委員会、総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴特別委員会、議会改革特別委員会及び行財政改革検討特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、議会閉会中の継続審査・継続調査の申し出があります。

申出書を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議会閉会中の継続審査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査検討を要するものと認められますので議会閉会中もなお継続審査を行うべきものと決定したので申し出

ます。

記

1 陳情第1号「江川綱弘いじめ事件再調査」に関する陳情書

令和3年3月17日

総務産業建設常任委員会委員長 渡部 正 司

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

議会閉会中の継続調査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査研究を要するものと認められますので議会閉会中もなお継続調査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記

1 議会運営及び議長の諮問等に関する事項

令和3年3月17日

議会運営委員会委員長 渡部 順 子

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

議会閉会中の継続調査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査研究を要するものと認められますので議会閉会中もなお継続調査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記

1 総務課、政策財務課、建設課、産業課、出納室の分掌に属する事項、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項。

令和3年3月17日

総務産業建設常任委員会委員長 渡部 正 司

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

議会閉会中の継続調査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査研究を要するものと認められますので議会閉会中もなお継続調査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記

1 生活課の分掌に属する事項及び教育委員会の所管に属する事項

令和3年3月17日

文教厚生常任委員会委員長 赤 城 大 地

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一 様

議会閉会中の継続調査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査研究を要するものと認められますので議会閉会中もお継続調査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記

1 議会報の編集及び発行等に関する調査研究事項

令和3年3月17日

広報広聴特別委員会委員長 青木 美貴子

会津坂下町議会議長 水野 孝一様

議会閉会中の継続調査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査研究を要するものと認められますので議会閉会中もお継続調査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記

1 議会改革に関する調査研究事項

令和3年3月17日

議会改革特別委員会委員長 物江 政博

会津坂下町議会議長 水野 孝一様

議会閉会中の継続調査申出書

本委員会における所管事務のうち下記事項については、さらに調査研究を要するものと認められますので議会閉会中もお継続調査を行うべきものと決定したので申し出ます。

記

1 行財政改革に関する調査研究事項

令和3年3月17日

行財政改革検討特別委員会委員長 佐藤 宗太

会津坂下町議会議長 水野 孝一様

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（水野孝一君）

町長より、挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

本日、第1回定例会が閉会されるにあたり、御礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

3月4日から本日までの14日間、議員の皆様方には、終始、真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。

本会議に提出いたしました案件は、追加議案を含め31件であり、条例の制定・改廃はじめ、一般会計及び各特別会計の予算や町道の認定等の全議案を原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に、議員の皆様方から寄せられました、貴重なご意見、ご提言につきましては、肝に銘じながら町政執行にあたってまいります。

特に、令和3年度の予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の縮小から、町税については減収を見込んでおりますが、町民の生活を守るため新型コロナウイルス感染症予防対策に万全を期し、第六次会津坂下町振興計画の重点事業に掲げました、子育て、教育、健康づくり、福祉の充実、産業・商工業の振興を中心に各種事業を進めてまいります。

また、私の任期も残り3ヵ月となりましたが、新年度予算の執行に向けて大切な期間でありますので、しっかり取り組んでまいります。併せて着実に前進しております財政健全化に向けた道筋をさらに進めながら、その後の町政の舵取りを新たな人に委ねたいと思います。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご労苦とご支援に対しまして、改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これもちまして、令和３年第１回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午後３時３２分）

なお、３時４５分から、中会議室で議会運営委員会を開催し、４時から、大会議室で議会全員協議会を開催いたしますのでご参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 17 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員